

第1分野 安心して健やかに暮らせるまち

－健康と福祉－

政策1 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

政策2 医療

必要な医療を受けられるようにします

政策3 衛生

衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します

政策4 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします

政策5 障害者支援

障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします

政策6 子ども・家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします

政策7 低所得者支援

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします

政策8 地域福祉

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします

政策 1

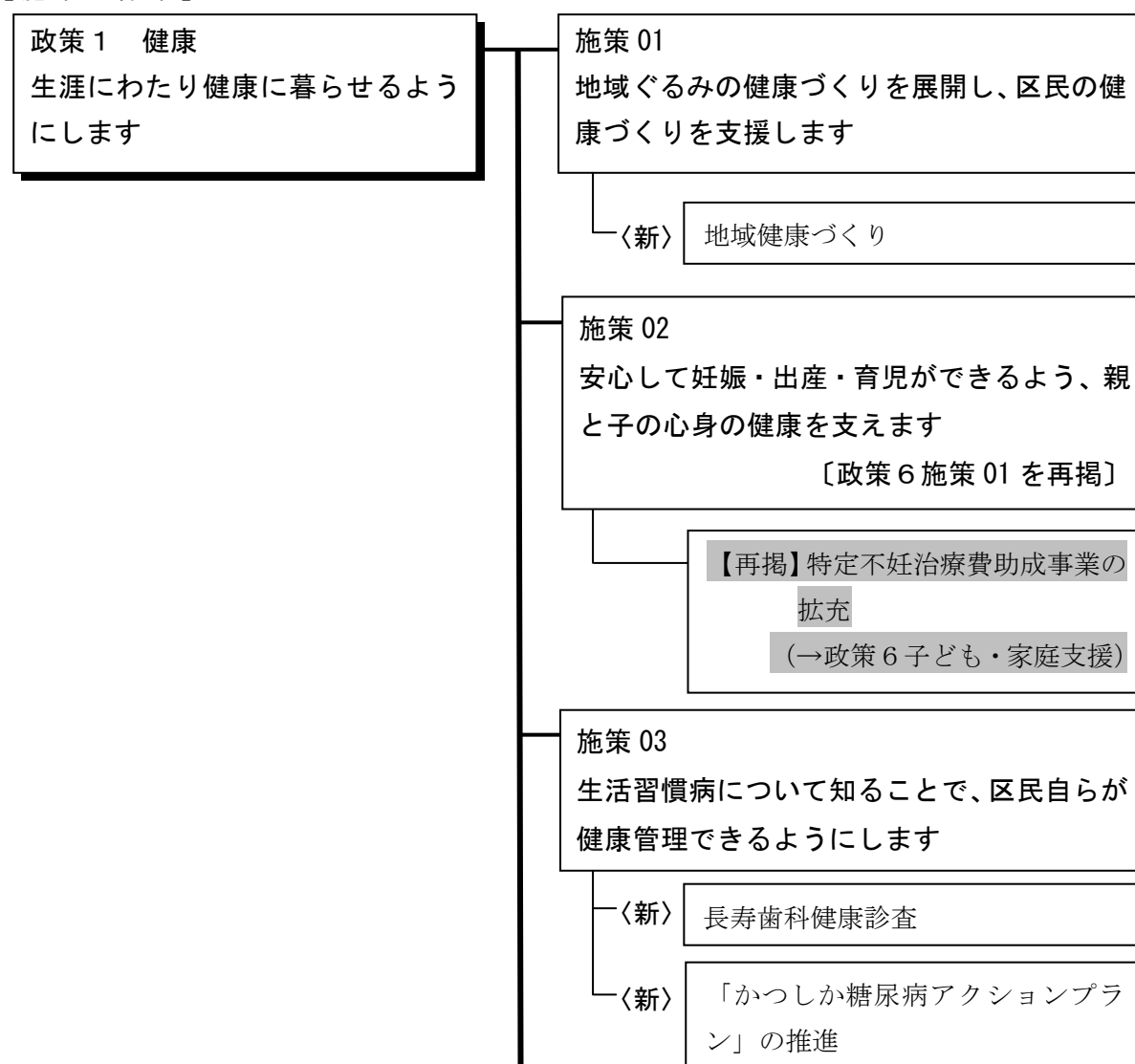
健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

【政策の概要】

健康づくりや食育、生活習慣病の予防対策、健康診査・検診の実施により、区民が自分の健康状態を知り、食生活や運動などの生活習慣を改善できるようにします。また、区民主体の健康づくり活動への支援を通じて、地域ぐるみの健康づくりを展開していきます。

【施策の体系】



施策 04
食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします

〈新〉 「かつしかの元気食堂」推進事業

【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
政策（健康）満足度平均 値（%）	政策・施策マーケティング調査				

施策 01 地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平均寿命は、平成17年の生命表によると、男性が77.7歳で23区中19位、女性が84.5歳で23区中20位となっています。また、全国平均（男性78.53歳、女性85.49歳）よりも低い状況です。
- 平成20年の早世率（全死亡者のうち65歳未満で死亡した者の割合）は、全国が15.9%、東京都が17.6%であるのに対し、本区は18.2%と高い状況です。

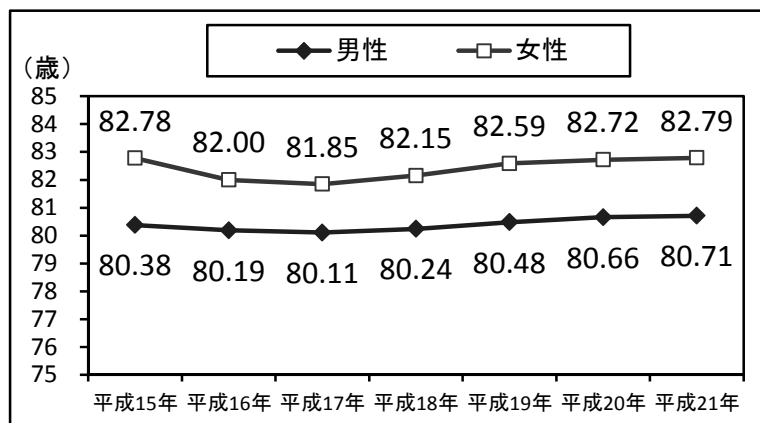


図 葛飾区の65歳健康寿命

出典：地域保健課資料

- 日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間を表す本区の65歳健康寿命^{注)}は、平成21年には男性80.71歳、女性82.79歳であり、男女とも横ばいの状況です。
- 葛飾区民の健康状況は他区と比較して良好とはいえませんが、平成23年度に実施した政策・施策マーケティング調査によると、日頃から健康づくりに取り組んでいる区民の割合は約6割に留まっています。
- 地域において、区民が自ら健康増進に取り組むことができる体制づくりが求められています。

注) 65歳健康寿命

65歳を超えてから何らかの障害のために要支援・要介護認定を受けた人の、認定を受けた時の年齢の平均。

【施策の方向】

- 健康寿命の延伸と早世の防止を実現していくために、地域ぐるみの健康づくりを展開します。
- 区民が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするため、健康づくりについて啓発を行うほか、健康増進の取り組みを支援します。
- 健康づくりに自発的に取り組む地域団体や自主グループを育成・支援するとともに、健康づくり推進員と協力し、健康づくりにおける区民との協働を進めます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				
65歳健康寿命 (歳)	東京保健所長会方式				

[区民の役割]

- 健康づくりや疾病に関する情報に関心を持つとともに、地域で行われる健康づくり活動や健康講座等に参加するなど、自ら健康増進に取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<p><新> 地域健康づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区民の健康情報を分析することにより健康課題を抽出し、それらの課題に応じた健康講座を身近な地域で開催します。 健康講座の参加者により、健康づくりに自主的に取り組むグループを組織化し、支援していくほか、町会等の地域団体に対して、健康づくりへの取り組みを働きかけます。

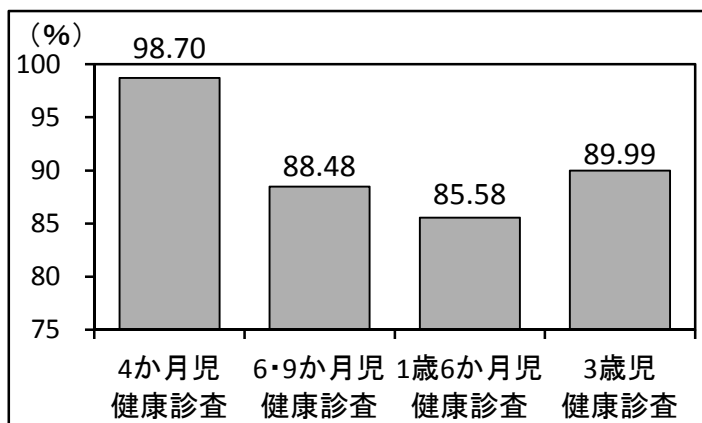
<事業一覧> (平成24年度実施)

- | | |
|--------------------|-------------|
| 高齢者・心身障害者保健相談・指導 | 健康教育・地区組織活動 |
| 衛生統計調査事務 | 家庭訪問 |
| 保健所管理運営 | |
| 地域保健医療協議会 | |
| 薬物乱用防止啓発 | |
| ぜん息児水泳教室 | |
| ぜん息教室 | |
| 家庭療養事業 | |
| 音楽訓練教室 | |
| 健康教育推進事業 | |
| 講習会(栄養指導事業) | |
| 歯科健康教育 | |
| 受動喫煙防止普及啓発事業 | |
| 健康づくり推進員事業 | |
| 健康教育関連事務(学校保健との連携) | |
| アレルギー性疾患対策 | |

施策 02 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます〔政策 6 施策 01 を再掲〕

【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年の周産期死亡率^{注)}（1千対）は、全国は4.2、東京都は3.9、本区は4.1であり、本区は全国や都と同水準にあります。しかし、平成21年の0～4歳の死亡率（10万対）は、全国で65.0、東京都で64.1、本区で68.5であり、全国や都の平均と比べて良好とは言えません。
- 妊婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施していますが、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査では、未受診者が1割強みられます。
- 乳幼児健康診査（4ヵ月）時のアンケート調査によると、子育てに自信が持てない母親の割合が2割弱みられます。



乳幼児健康診査の受診率
出典：子ども家庭支援課資料（平成 22 年度）

注) 周産期死亡率

出産（妊娠満 22 週以後の死産を含む。）1,000 に対する、妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡の合計の比率をいう。

【施策の方向】

- 母親と子の健康を保持増進するために、妊娠前、妊娠中の女性及び乳幼児を持つ全ての家庭を対象に保健指導を実施するほか、妊婦・乳幼児健康診査における受診率の更なる向上を図ります。また、母子医療給付事業により、妊娠・出産に関連する疾病にかかる医療費の助成を行います。
- 高額の治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部助成を拡充することにより、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 乳幼児健康診査と子ども総合センターにおける相談との連携を強化することにより、児童虐待の早期発見や発達に支援が必要な子どもの早期把握に努め、適切な支援につないでいきます。
- 生後 4 か月になるまでの赤ちゃんを保健師・助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施などを通じて、母親の育児不安や孤独感を軽減します。また、夫婦が協力して育児をしていけるよう、両親学級への父親の参加を促進していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
子育てに自信を持ってない母親の割合 (%)	健康かつしか 21 乳 幼児健康診査 (4 ヶ 月) 時のアンケート調 査				
0～4 歳の死亡率(人口 10 万対)					

[区民の役割]

- 親も子ども心身ともに健康に暮らせるように、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を適切に受診しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<p><新> 特定不妊治療費助成事業の拡充</p>	<p>・高額の治療費がかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部助成を拡充します。</p>

<事業一覧> (平成 24 年度実施)

- すくすく歯育て支援事業
- 母子健康診査事業
- 母子保健指導事業
- 母子医療給付事業

【再掲】 予防接種事業 (→政策 3 施策 01)

施策 03 生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 人口の高齢化や社会生活環境の急激な変化等に伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加が大きな問題となっています。
- 平成21年度の特定健康診査の結果によると、本区は東京都や特別区の平均と比べて、40歳～74歳の生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）の有病率や、40歳～50歳代男性のメタボリックシンドローム^注の予備群や該当者の割合がやや高い傾向にあります。

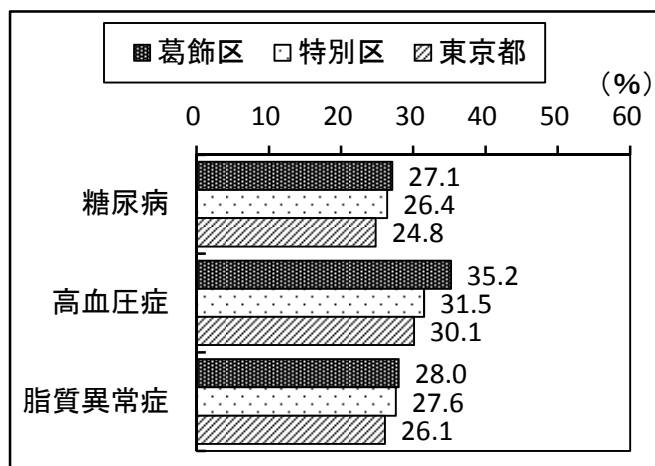


図 平成 21 年度生活習慣病の有病率(40 歳～74 歳)

出典：東京都国民健康保険団体連合会
「特定健診・保健指導支援システム」

- 葛飾区保健医療実態調査（平成20年）によると、喫煙をしている区民の割合は、男性は36.2%、女性は16.1%です。
- 政策・施策マーケティング調査によると、健康診断や人間ドックを定期的に受診している区民の割合は約7割です。
- 区民の死亡原因の約3分の1はがんによるものです。がんは早期に発見し、早期に治療すれば、治る確率は高くなります。区が行うがん検診の受診率は、ここ数年、大腸がん検診を中心に上向きの傾向にあります。大幅な向上には至っていません。
- 生活習慣病である歯周病は、年齢とともに有病率が高くなっています。生涯を通じて歯と口腔の健康を維持し豊かな食生活を営むためには、歯周病を予防し、歯の喪失を防ぐことが重要です。

注) メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を共通要因として、高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

【施策の方向】

- 生活習慣病を予防するには、食生活や喫煙、運動習慣等の生活習慣を改善することが重要であるため、区民が生活習慣病に関する正しい知識や予防意識を持てるよう、普及啓発を行います。
- 代表的な生活習慣病である糖尿病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策を行います。
- 区民が自ら健康管理ができるように、健康診査の機会を確保し、受診率の向上を図ります。
- がんによる早世を予防し、生涯にわたって生活の質を維持向上させるために、がん検診をより区民が利用しやすい方法で実施することなどにより、受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治

療につなげます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
健康診断や人間ドックなどを年に1回は受診している区民の割合(%)	政策・施策マーケティング調査				
がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率				
循環器系疾患75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)	年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率				

[区民の役割]

- 食生活や喫煙・飲酒状況、運動習慣等を振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防や改善に向けて、継続的な取り組みを行きましょう。また、必要に応じて肥満度や血圧等を測定するとともに、健康診査を定期的に受診することで、自らの健康状態を確認し、病気の早期発見につなげましょう。

[事業者の役割]

- 企業・団体は、従業員の健康診査や保健指導等を行い、健康管理に努めましょう。飲食店等は、禁煙・分煙を進め、利用者の健康を守りましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
〈新〉 長寿歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳から70歳まで5歳刻みで行っている成人歯科健康診査につなげる形で、75歳の高齢者を対象に歯科健診と口腔機能のチェックを行い、歯と口腔の健康づくりを進めます。また、対象年齢の拡大を検討します。
〈新〉 「かつしか糖尿病アクションプラン」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の医療関係者が糖尿病医療の標準化を図り、連携を強化するよう支援します。 ・リーフレットの作成やイベント等の展開により、区民に糖尿病の正しい情報を分かりやすく提供し、糖尿病予防についての啓発を行います。 ・糖尿病は発症しても無症状で進行するため、患者が治療を中断しないためのフォローアップ体制を構築し、合併症の進行を予防します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

一般健康相談事業

健康手帳

生活習慣病予防教室

20歳代・30歳代健康診査

母親健康診査

骨粗しょう症検診

葛飾区基本健康診査

特定健康診査追加検査

成人歯科健康診査事業

眼科健康診査事業

胃がん検診

子宮がん検診・子宮頸がん予防ワクチン接種

肺がん検診

乳がん検診

大腸がん検診

前立腺がん検診

がん検診PR事業

【再掲】 特定健康診査・特定保健指導事業（→政策2施策03）

【再掲】 健康診査事業（後期高齢者医療事業）（→政策2施策03）

施策04 食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、食の大切さに対する意識は希薄になり、栄養摂取の偏りや朝食欠食など心身の健康に影響を与える様々な問題が生じており、食の安全に対する不安感も高まっています。このような状況の中、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することをめざす「食育」の重要性が注目されてきました。
- 区民の食育への関心を高めていくためには、様々な分野や視点から関係者が連携して総合的に取り組むことが必要です。
- 食育を推進していくためには、食に関する様々な情報を発信し、共有することにより、食育に対する理解と地域における自発的な取り組みを促すことが課題となっています。

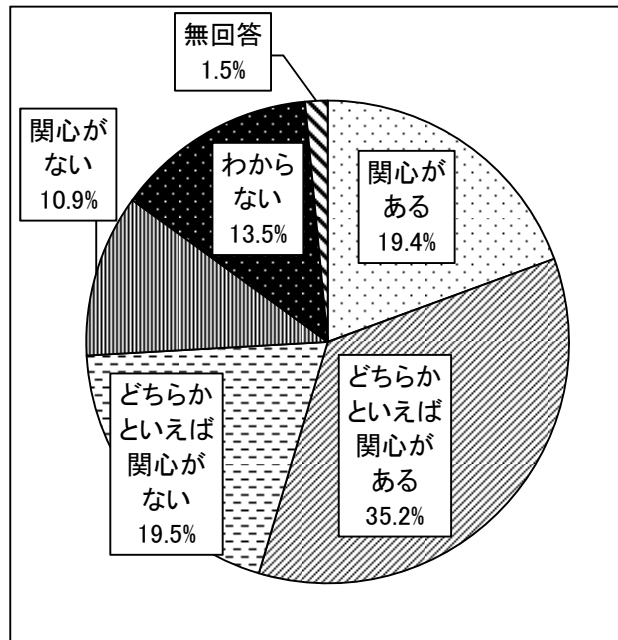


図 食育への関心
出典:「葛飾区食育（食生活）実態調査」(平成22年度)

【施策の方向】

- 区民の食育への関心を高めるために、食育にかかわっている区民や事業者等によるネットワークづくりを進め、地域の力を活用して食育の輪を広げます。
- 区民一人ひとりが食育に取り組めるように、分かりやすい情報を発信するとともに、食に関する体験の場を増やします。
- 乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおける食育を推進するため、家庭、学校、保育園や地域などを対象に区の関係部署が様々な事業を展開し、区民の食育活動を支援していきます。なかでも、子どもへの食育、家庭における食育は、食育を推進するうえでの基本となることから、小中学校や保育園等における食に関する体験学習や学校給食における地産地消の取り組みを進めるほか、家庭の食育機能を支援します。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
食育に関心を持っている区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				

〔区民の役割〕

- 進んで食に関する知識や食を選択する力を身につけましょう。

〔事業者の役割〕

- 食品関係事業者や飲食店等は、栄養バランスに配慮した商品を提供するとともに、栄養等の表示や食育に関する情報の発信に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<新> 「かつしかの元気食堂」推進事業	・区民が身近な飲食店で栄養バランスの整った食事がとれるよう、外食の食環境の整備に取り組むとともに、食育に関する情報提供を充実します。

 <事業一覧>（平成 24 年度実施）

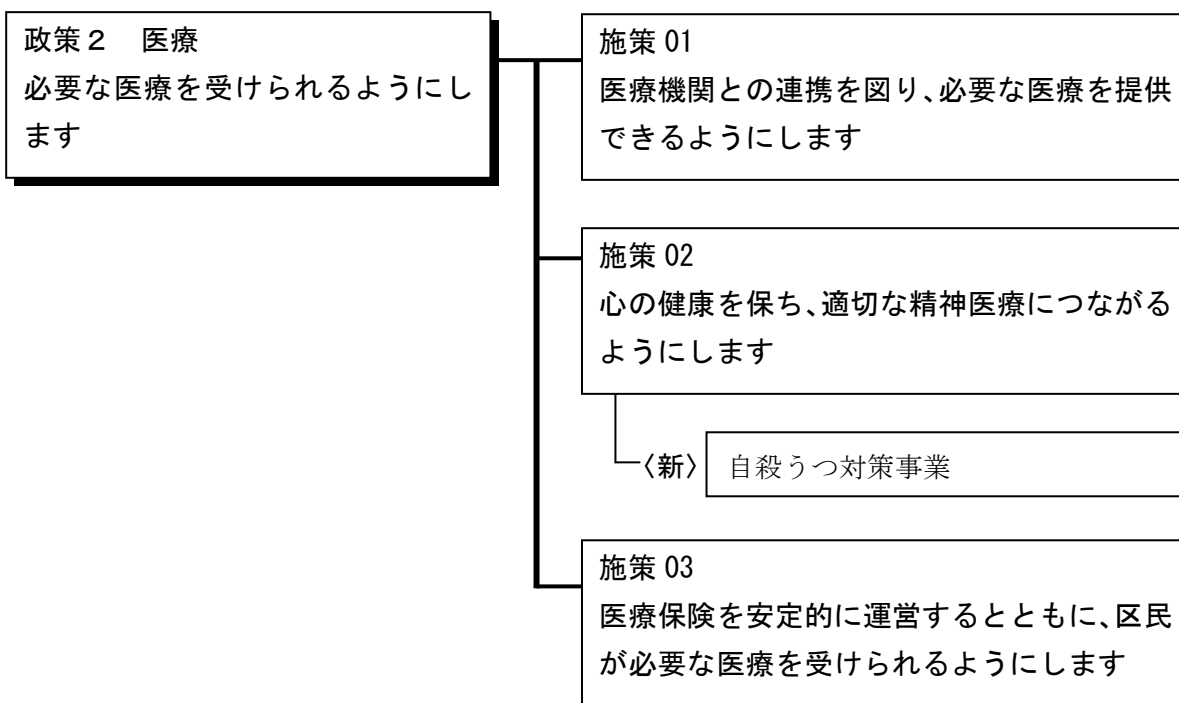
- 食育サポーター事業
- 親と子の食育推進事業
- 普及・啓発（食育）

政策 2 医療 必要な医療を受けられるようにします

【政策の概要】

地域における医療体制の整備や休日・夜間の応急診療体制の確保、災害時の医療救護体制の再構築、国民健康保険制度の安定的な運営を行っていくとともに、精神障害のある方を適切に医療につなぐ支援の強化により、区民が必要なときに必要な医療を安心して受けられるようにします。

【施策の体系】



【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
政策（医療）満足度平均 値（％）	政策・施策マーケティング調査				

施策 01 医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 医療技術の進歩により入院日数の短縮が進んだことや高齢化の進行により、在宅で医療を受ける人の数は増加しています。
- 当区では、休日・夜間の応急診療所の運営や、障害児・者や寝たきり高齢者に対する歯科診療の提供などを行っており、休日応急診療は、年間約3万人の利用があります。
- 大規模災害の発生に備えて、区内14箇所を医療救護所に、2箇所を歯科医療救護所に指定し、職員の動員体制の整備や医療救護活動用物品の備蓄を図ってきましたが、災害時における医療人材の確保など、現在の医療資源を踏まえた見直しが求められています。

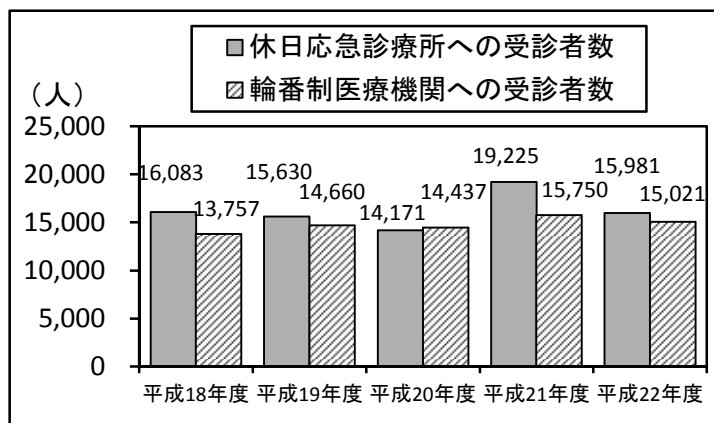


図 休日応急診療事業の受診者数 出典:地域保健課資料

【施策の方向】

- 区民が質の高い医療を地域で安定的に受けることができるよう、医療資源の確保に努めるとともに、医療機関等の連携強化を図り、在宅医療体制などを充実します。
- 休日や夜間などの応急の医療体制を引き続き確保します。
- 大規模災害時に区民の生命を守るため、災害時の医療救護体制の再構築を進めていきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
かかりつけ医を持っている区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				

[区民の役割]

- かかりつけ医を持ち、症状について気軽に相談できる関係を築きましょう。

< 事業一覧 > (平成24年度実施)

地域医療連携事業

東京都夜間休日連絡通報受理業務委託

地域医療保健衛生従事者表彰事務

看護師等養成事業費助成

休日・土曜応急診療事業(固定診療所)

休日応急診療事業(輪番制)委託

小児初期救急平日夜間診療事業委託

障害児・者歯科診療

ねたきり高齢者歯科診療

施策02 心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の精神疾患による通院者数（自立支援医療受給者）は、平成18年度から21年度までは年間5,000人程度でしたが、平成22年度には約5,700人となり、増加傾向にあります。また、精神疾患に対する医療を度々中断することで病状が悪化する場合や、症状があっても医療に結びついていない場合も少なくありません。

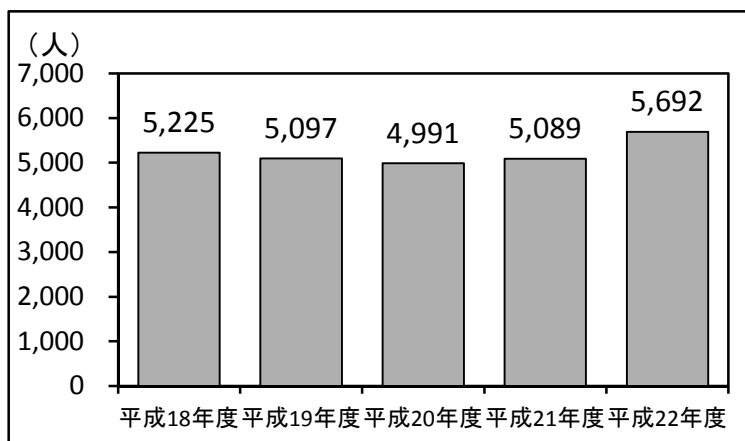


図 精神疾患による通院者数(自立支援医療受給者数)

出典:保健予防課資料(各年度末現在)

- 社会の複雑化・多様化や経済・雇用状況の悪化に伴い、心のバランスを崩し、「うつ病」などの心の病気にかかる人が増加しています。また、区内では、毎年100人程度が自殺しています。自殺者の多くがその直前にうつ状態になっていると指摘されていることから、その対策が求められています。

【施策の方向】

- 精神に障害のある方が安定して在宅生活を送れるよう、適切に医療につなぎ、生活上の指導や治療の継続の支援をします。また、症状悪化や困難事例に迅速に対応するため、保健師等による援助体制の強化と関係機関との綿密な連携を図ります。
- 自殺の危険性や抑うつ状態に本人や周囲の人が気づき、早期に必要な医療や専門相談機関への相談につながるよう、自殺予防や「うつ」についての正しい知識を普及啓発していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条 ^{注)} に基づく通報数(件)					
自殺率(人口10万対)	自殺者数/人口×10万				

注) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条

警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

[区民の役割]

- 自殺予防や「うつ」について、正しい知識を身につけましょう。

[事業者の役割]

- 企業・団体は、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組み、悩みを相談しやすい環境を作りましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
〈新〉 自殺うつ対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防や「うつ」について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等により、啓発を行います。 ・自殺の危険性や抑うつ状態に気付くことができる人材を育成するため、ゲートキーパー研修を実施します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

- 精神保健相談
- 精神保健教室
- 自殺・うつ対策

施策 03 医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 国民健康保険制度は、被用者保険と比べて、高齢者の割合が高いため1人当たりの医療費が高い一方で、無職者の割合が高いため保険料負担能力が低いという構造的な問題を抱えています。こうした中で、平成22年度は、一般会計から国民健康保険事業特別会計に約72億円の一般財源を繰り入れて、財政運営を行っています。このうち、約51億円は、保険料を抑制するために高額療養費に係る保険給付費に充てたり、保険料未納額の補填のために繰り入れる法定外のものであります。
- 近年、糖尿病などの生活習慣病は、増加傾向にあります。また、高齢社会が到来する中で、加齢による重症化が進む傾向にあり、医療費が増加する原因となっています。生活習慣病は、運動や食事などの生活習慣の改善により、発症や重症化を防止することができます。区は、医療保険者として、被保険者の健康の保持と医療費の増加抑制のために、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対し、特定健康診査と特定保健指導を実施しています。
- 難病等により継続的な治療が必要で医療費が高額となる方に対して、経済的負担の軽減を行っています。

【施策の方向】

- 未納者への働きかけを強化するなど、保険料収入の安定的な確保に努めます。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の利用率を向上させることにより、生活習慣病の発症と重症化の防止を図り、医療費の増加の抑制に努めます。
- 難病等の医療費を助成することにより、区民が必要な医療を受けられるようにします。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				
一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入れ率 (%)	一般会計（法定外）繰入れ率				

<事業一覧>（平成24年度実施）

心身障害者医療費助成

保険給付（国民健康保険）

国民健康保険事業趣旨普及

特定健康診査・特定保健指導事業

健康診査事業（後期高齢者医療事業）

大気汚染障害者認定審査会事務

公害健康被害補償事業

特殊疾病医療費助成

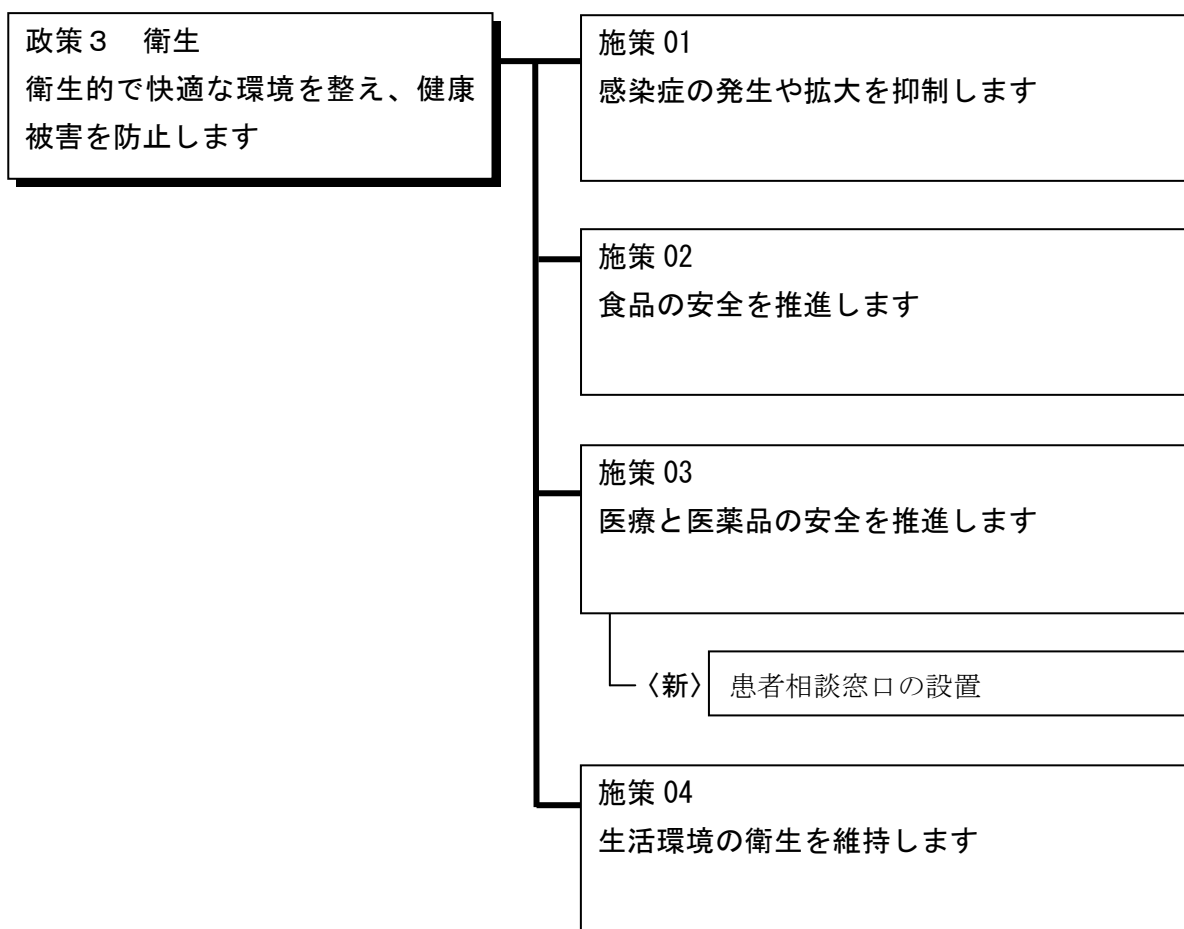
自立支援医療（精神障害者）

政策 3 衛生 衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します

【政策の概要】

新型インフルエンザ等の感染症対策、食中毒事件の発生防止などの食品安全対策、医薬品事故防止などの医療・医薬品の安全対策、生活環境の衛生対策を推進することにより、快適で安心できる生活環境を確保し、健康に対する被害を防止します。

【施策の体系】



【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
政策（衛生）満足度平均値（％）	政策・施策マーケティング調査				

施策01 感染症の発生や拡大を抑制します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の結核患者発生数は減少を続けていますが、国や東京都よりも罹患率が高い状態です。
- 平成21年に発生した新型インフルエンザは世界で大流行し、基礎疾患のある人や妊婦などのハイリスクな人だけではなく、免疫を持たない若者にも感染が広がりました。このような新しいウイルスの誕生や多剤耐性菌の発生は、大きな問題となっています。
- 感染症の予防接種は、昨今のワクチンの開発状況等もあり、対象となる疾病が増加していることから、公費助成の拡充が求められています。

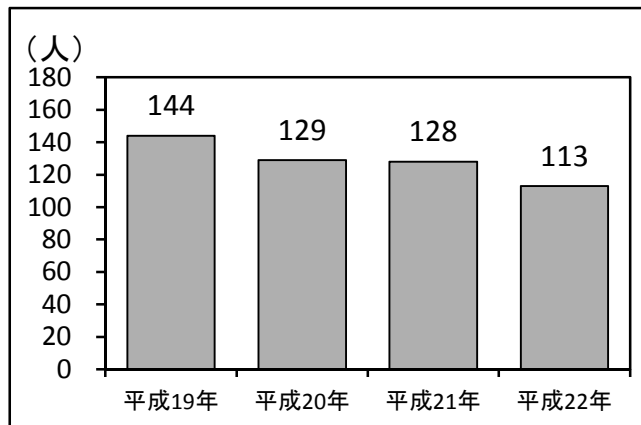


図 結核患者数 出典:保健予防課資料

【施策の方向】

- 結核対策については、患者発生時の疫学調査に力を入れるとともに、医療機関や薬局など関係機関との連携体制を強化し、患者の治療を成功させるための服薬支援を行います。また、結核発病のリスクが高い方を対象としたまん延防止策を実施し、罹患率の減少、結核の撲滅に取り組みます。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症については、「葛飾区新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、感染拡大防止等の健康危機管理対策を進めます。
- 感染症の流行や疾病の重篤化を予防するためには、予防接種が有効です。対象とする疾病・ワクチン等の拡充については、国の動向を踏まえ、接種率向上とあわせ、適切に実施していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
結核罹患率 (人口10万対)	新規登録患者数 / 人口 × 10万				
第1期麻しん予防接種の接種率 (%)	麻しんの予防接種を受けた1歳児の数 / 1歳児の数 × 100				

[区民・事業者の役割]

- 平常時から、区や医療機関等が提供する情報に関心を持ち、感染症予防に努めましょう。また、感染症発生時には、感染拡大の防止に協力するとともに、感染症患者等に対する偏見や差別をなくしましょう。

<事業一覧> (平成24年度実施)

インフルエンザ予防接種費支給

エイズ・性感染症対策

感染症予防対策

予防接種事業

結核医療公費負担事業

結核患者の治療成効率向上事業

結核予防事業

ウイルス肝炎検査事業

施策02 食品の安全を推進します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 大規模食中毒事件の発生や原発事故による放射能汚染、表示の偽造等様々な事件事故が重なり、食品の安全に対する区民の関心が高まっています。
- 食中毒事件は、区内でも発生していますが、東京都全体の発生傾向をみると、食肉の生食などの食習慣の変化に伴い、食中毒の原因菌も変化してきています。
- 食品等の収去検査適合率、食品等の表示適合率は、95%以上の高水準を維持しています。

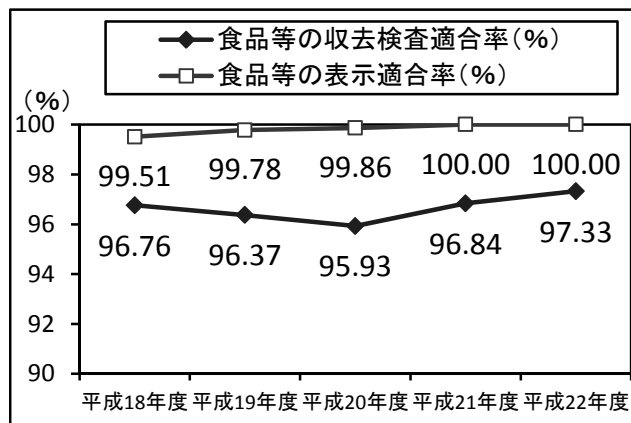


図 食品安全に関する指標 出典:生活衛生課資料
注:適合率とは、食品衛生法で定められた規格等に適合している割合のこと。

【施策の方向】

- 食品関係事業者への監視指導を適正に行うとともに、事業者の衛生管理意識を高めるため、食品衛生協会と連携して、自主管理による食品衛生の取り組みを推進します。
- 食中毒等の疑いを探知した場合には、区民の健康を守るため、迅速に調査対応する健康危機管理に努めます。
- 食品のリスクに関し、正確な情報提供を行うほか、リスクコミュニケーション^{注)}を行って、食品の安全について区民が理解を深め自ら判断できるように努めます。

注) リスクコミュニケーション

消費者、食品関係事業者、行政担当者などの関係者の間で食品の安全性や行政の方策等について、情報や意見をお互いに交換して食に対する安心をめざすもの。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
食品の安全に関心を持っている区民の割合(%)	政策・施策マーケティング調査				
食品等の収去検査適合率(%)	適合数/総検査数×100				

[区民の役割]

- 食品の安全についての情報に興味を持ち、食品のリスクを正しく理解しましょう。

[事業者の役割]

- 食品関係事業者は、食品衛生協会に加入して情報収集に努めるなど、自主的な衛生管理体制の強化に努めましょう。

<事業一覧> (平成24年度実施)

食品衛生許認可事務・監視指導

食品衛生普及・啓発

食品衛生協会助成

施策03 医療と医薬品の安全を推進します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、医療事故等の発生による医療不信が社会問題になり、保健所にも、患者等から医療に関する相談や苦情が多く寄せられています。医療の質の向上と患者とのコミュニケーションの改善が求められています。
- 平成21年に医薬品販売の規制緩和と安全使用を目的とした薬事法の改正が行われ、薬局以外の医薬品販売が認められるようになりました。

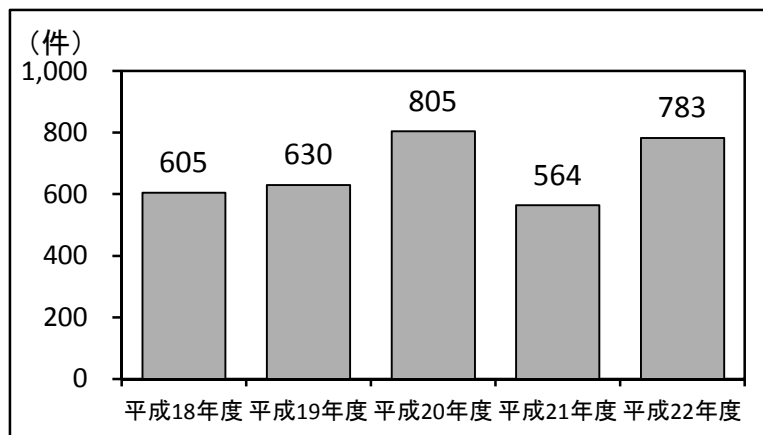


図 医療に関する区民からの相談件数
出典:生活衛生課資料

【施策の方向】

- 患者等から寄せられる医療に関する相談や苦情を受け、患者等と医療機関との相互理解を推進する体制を強化します。
- 医薬品の事故防止や適正使用を推進するために、従来の薬局に加えて、今後増加が予想されるコンビニエンスストア等における医薬品販売への監視体制を強化します。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
医薬品の安全に関心を持っている区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				
薬局等の法令適合率 (%)	適合数／総検査数×100				

〔区民の役割〕

- 治療内容や医薬品等に対する疑問は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等に質問し、納得した上で医療を受けましょう。

〔事業者の役割〕

- 医療機関は、患者に対して、医療や医薬品等の効果やリスクについて十分な説明を行い、分かりやすい医療をめざしましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
〈新〉 患者相談窓口の設置	・医療に関する相談や苦情を受け、患者等と医療機関との相互理解を推進する体制を整備します。相談等の状況を踏まえ、医療安全支援センター ^{注)} の設置を検討します。

注) 医療安全支援センター

医療に関する患者・住民からの相談や苦情への対応、医療機関・患者・住民に対して医療の安全に関する助言や情報提供等を行うセンター。医療法第6条の11により、都道府県及び保健所を設置する市・特別区は設置に努めることとされている。設置にあたっては、当該センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「医療安全推進協議会」を設ける。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

- 医務許認可事務・監視指導
薬事衛生許認可事務・監視指導
薬事衛生普及・啓発
医務・薬事衛生管理システム運用

施策04 生活環境の衛生を維持します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 理・美容所の空気検査や公衆浴場の浴槽水の水質検査など、区民が利用する施設の衛生検査や指導を実施し、区民の安全確保に努めています。
- ネズミによる被害や害虫の発生に関する相談は依然として多くあり、これら害獣、害虫の被害防止に関する情報提供が望まれています。
- 犬や猫などのペットは、家族の一員として人々の精神的な支えとなっていますが、その一方で、鳴き声や臭い、ふん尿などに関する苦情や相談が近隣住民から多く寄せられています。

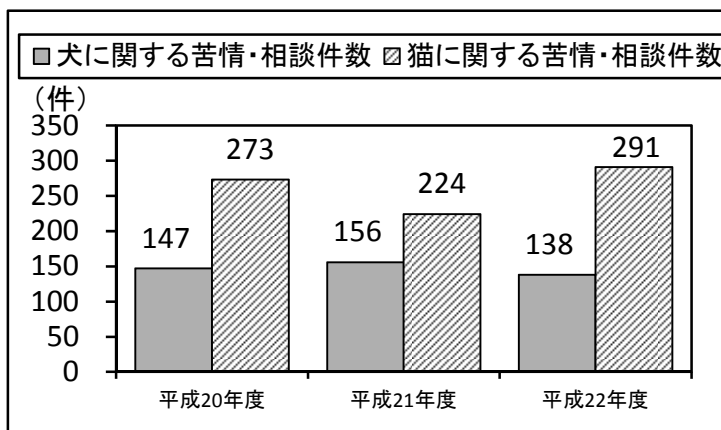


図 犬・猫に関する苦情・相談件数 出典:生活衛生課資料

【施策の方向】

- 理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係施設に対しては、法律に基づき許可基準や衛生基準を定め、衛生検査をもとに監視指導を行っていきます。また、衛生管理に必要な情報を積極的に提供するなど、店舗の自主管理による衛生環境保持の取り組みを一層支援していきます。
- 住居内におけるネズミや害虫の対策法、水や空気の衛生に関する情報など、衛生的な居住環境を維持するために区民が求める知識や情報の提供を行います。
- 犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
環境衛生施設の検査適合率 (%)	適合数／総検査数×100				

[区民の役割]

- 所有地や家屋におけるネズミや衛生害虫の発生防止に努めるとともに、近隣住民と協力しながら、地域の衛生的な居住環境を守りましょう。
- 犬や猫の飼い主は、近隣に迷惑をかけないように適正に飼養しましょう。

[事業者の役割]

- 環境衛生関係事業者は、環境衛生協会等に参加し、情報収集に努めるなど、衛生的な店舗環境を保持するための自主管理を徹底しましょう。

<事業一覧> (平成24年度実施)

環境衛生許認可事務・監視指導

環境衛生普及・啓発

動物適正飼養推進

狂犬病予防事業

政策 4

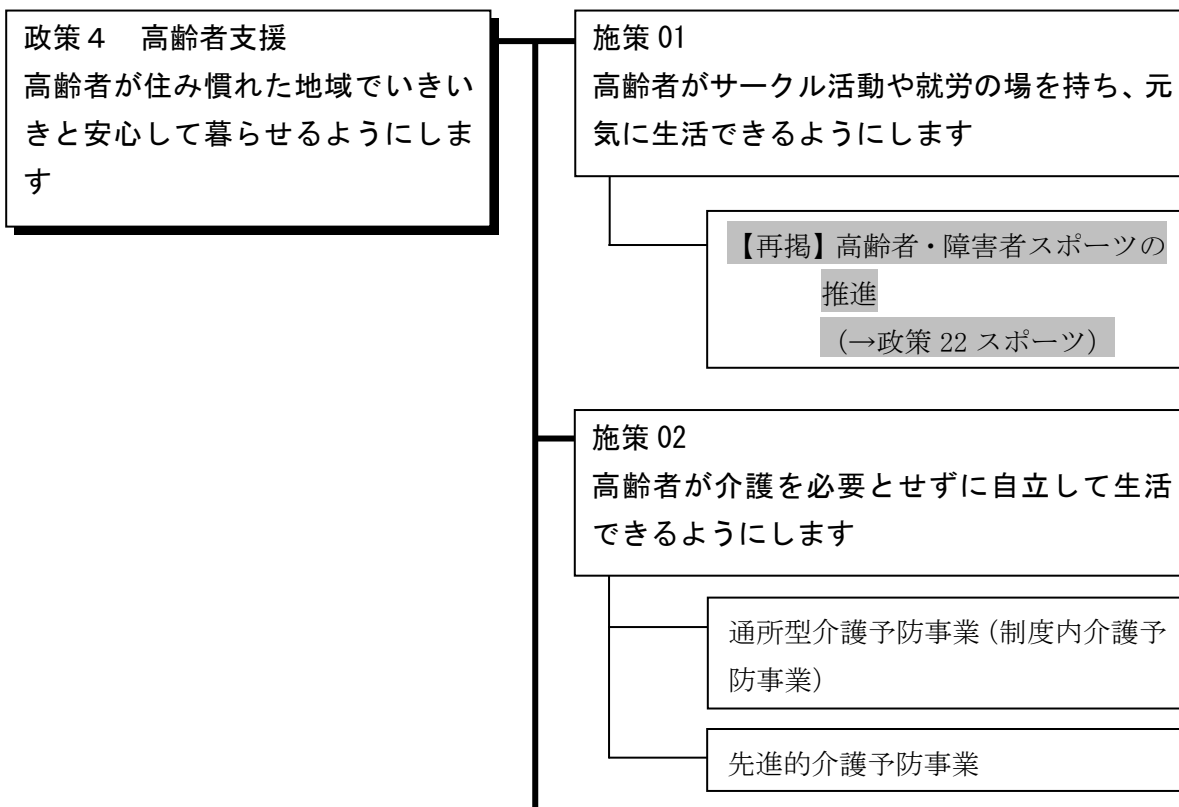
高齢者 支援

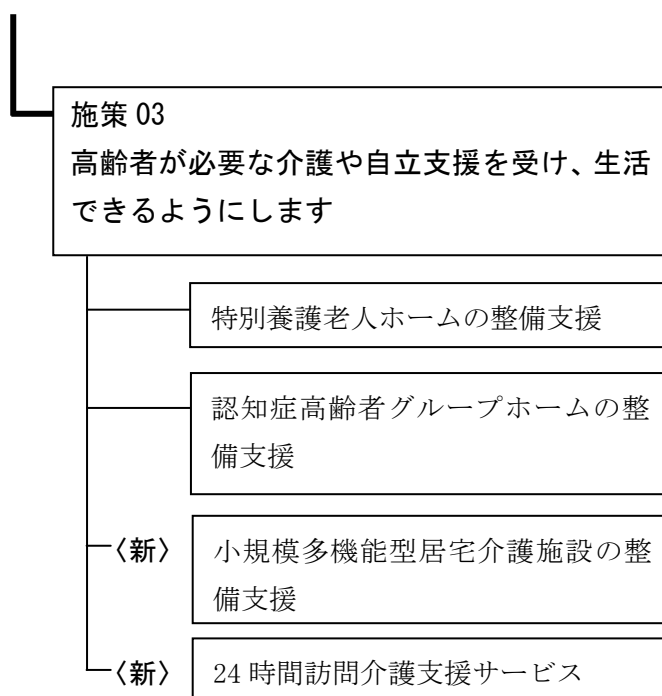
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします

【政策の概要】

高齢化が急速に進む中、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるように、高齢者自身がこれまでの経験や知識を活かして地域で活躍できる環境づくりを進めるとともに、早い時期からの介護予防への取り組みを支援します。また、必要な介護サービスの確保に努め、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。

【施策の体系】





【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
政策（高齢者支援）満足度 平均値（%）	政策・施策マーケティング調査				

施策01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平成23年度の高齢化率は21.8%ですが、10年後（平成34年度）には24.8%になると推計されています。
- 本区の高齢者の8割以上は元気であり、これまでの生活に根差した豊富な経験や知識を持っています。こうした高齢者が生涯にわたり健康を維持しながら、仕事や社会貢献活動を通して、地域の中でいきいきと活躍できるための環境づくりが求められています。
- 自主組織である高齢者クラブは、社会奉仕活動や健康増進、レクリエーションなどの場となっており、60歳以上の区民の約1割が加入しています。平成23年4月現在、区内には154クラブがありますが、登録者数は減少傾向にあります。
- シルバー人材センターは、原則60歳以上の区民に対して仕事を提供しており、60歳以上の区民のうち約3,000人が登録しています。登録者数は増加傾向にあり、会員の就業率は約7割です。

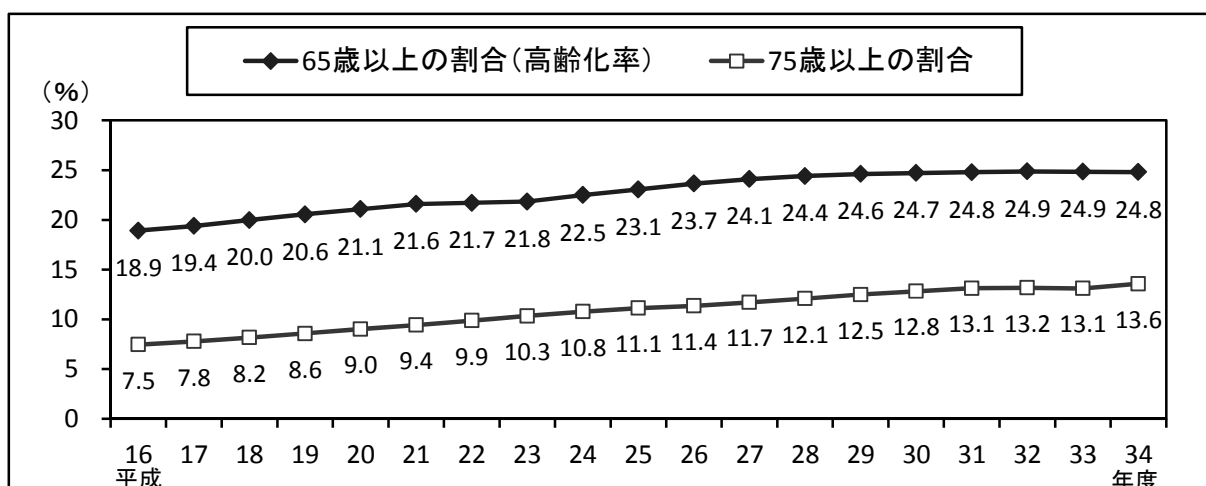


図 65歳以上人口の割合(高齢化率)、75歳以上人口の割合
出典:住民基本台帳人口、外国人登録人口(平成23年度以降は推計値)

【施策の方向】

- 高齢者が地域活動やボランティア活動の担い手として、これまでに培ってきた経験や知識、能力を活かして活躍できるような環境づくりを進めます。
- 高齢者がいつまでも地域の中でいきいきと暮らせるように、地域交流の場の確保や就労の支援など、社会参加を促進する多様な事業を行います。
- 高齢者がそれぞれのライフスタイルにあった生きがいをもち、意欲的に活動できるよう、生涯学習や生きがい活動を支援します。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
60歳以上の区民のうち、サークル活動や就労の場を持っている人の割合（％）	政策・施策マーケティング調査				

〔区民の役割〕

- 生涯現役の姿勢で、自らの経験や知識を活かして、仕事をしたり、地域のボランティア活動やサークル活動に参加しましょう。

〔事業者の役割〕

- 企業・団体は、高齢者雇用の推進を検討しましょう。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進

シニア活動支援センター維持管理

高齢者クラブ助成

高齢者クラブ連合会助成

シルバー人材センター助成

長寿慰労事務

くつろぎ入浴事業

IT・活動情報サロン

社会参加セミナー

シニア就業支援事業

シルバーカレッジ

生きがい支援講座事業

ゲートボール場維持管理

異世代・地域交流事業

はり・灸・マッサージ事業

シニア向けパソコン講座等運営委託

施策 02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化が進み、特に75歳以上の人口は、平成23年度の46,494人から平成34年度の61,210人へと約1.4倍に急増すると推計されています。
- 本区の平成22年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の区民）に占める要支援・要介護者の認定率は14.2%で、23区の中では2番目に低い割合となっています。今後、高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の更なる増加が予測されます。高齢者がいつまでも自立して生活できるよう、早期からの介護予防が求められています。
- 政策・施策マーケティング調査の結果によると、介護予防に取り組んでいる区民の割合は徐々に高まってきていますが、介護予防事業の参加者はまだ少ない状況です。

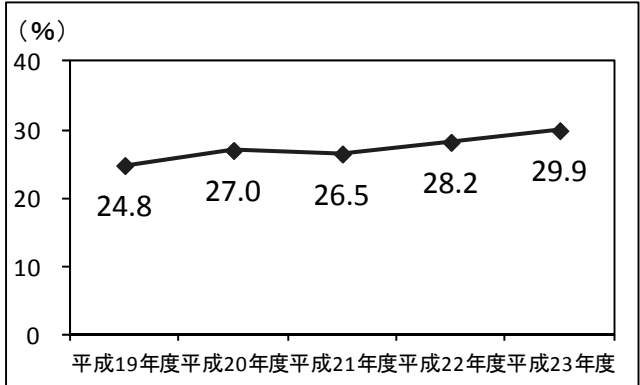


図 介護予防に取り組んでいる区民の割合
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

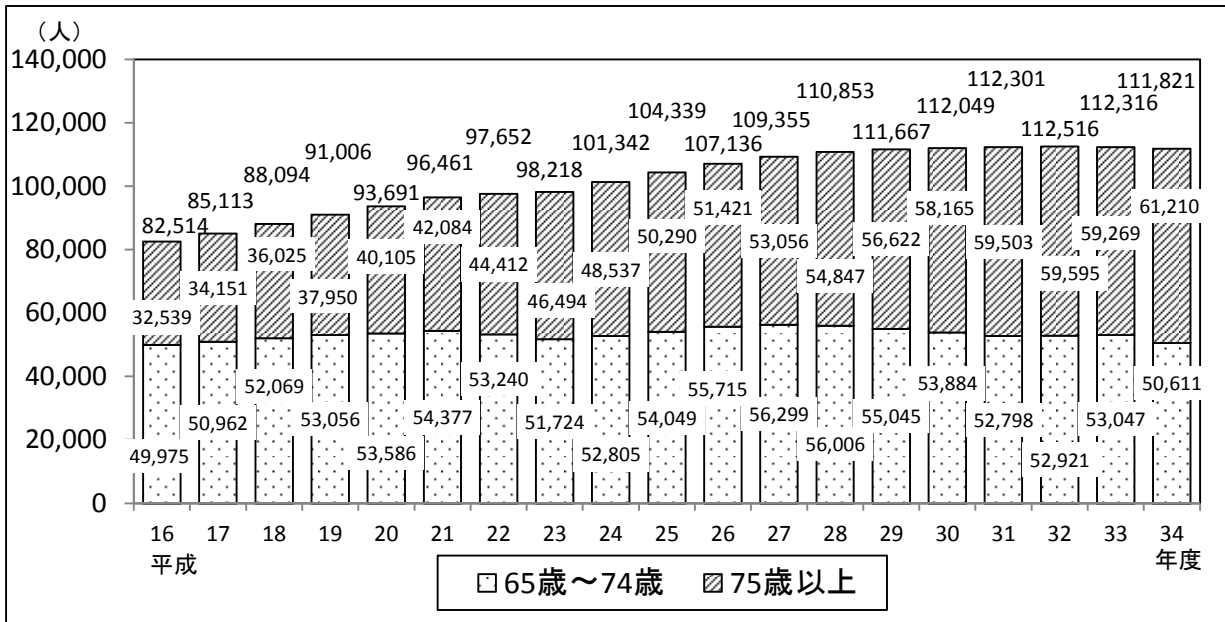


図 年齢区分別にみた高齢者人口
出典:住民基本台帳人口、外国人登録人口(平成23年度以降は推計値)

【施策の方向】

- 民間事業者等と連携しながら、効果的で、気軽に取り組むことができる介護予防事業を展開し、高齢者の取組意欲を高めていきます。特に、要支援・要介護状態になるおそれが高いと認められる高齢者に対しては、積極的に介護予防の必要性をPRし、介護予防事業への参加の勧奨を行います。
- 地域において介護予防を指導できる人材を育成するほか、自主的に介護予防に取り組むグループの育成や支援を行います。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				
65歳以上の区民のうち、介護を必要としない人の割合 (%)	介護保険事業状況報告				

[区民の役割]

- いつまでも介護を必要とせずに生活できるよう、早い時期から介護予防事業や地域の介護予防活動に参加し、積極的に介護予防に取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
通所型介護予防事業（制度内介護予防事業）	・要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱な高齢者を対象に、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善などを目的とした介護予防事業を実施します。
先進的介護予防事業	・すべての高齢者を対象に、大学や民間企業、団体と連携して、身体機能の維持や認知症予防などを目的とした区独自の介護予防事業を実施します。また、地域で介護予防を支援するボランティアを養成します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

- | | |
|-----------|-------------|
| 先進的介護予防事業 | 通所型介護予防事業 |
| うんどう教室事業 | 介護予防普及啓発事業 |
| 特定高齢者把握事業 | 介護支援サポーター事業 |

施策 03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 高齢化の進行に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成12年度末の約7千人から平成22年度末の約1万5千人へと約2.2倍に増えています。このため、介護保険による保険給付のほか、おむつの支給・使用料助成などの介護保険を補完するサービスの利用者も増えています。

□ 平成22年度に実施した葛飾区世論調査によると、要介護時に望む生活として、「自宅

で介護保険サービスなどを利用しながら生活を続けたい」が約5割で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が約2割となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、**居宅サービスの充実**と**必要な介護施設の整備**が求められています。

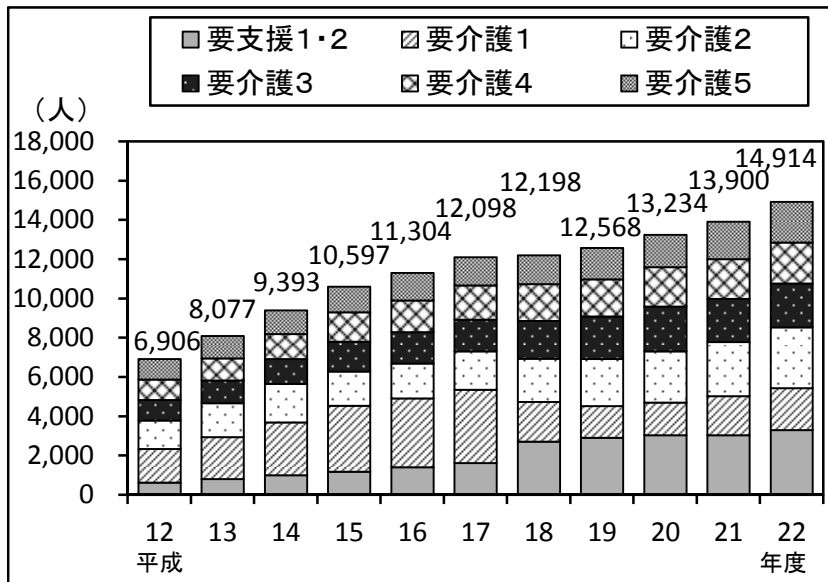


図 要支援・要介護認定者数 出典:介護保険課資料(各年度末)

【施策の方向】

□ 高齢者が要支援・要介護状態となった場合であっても、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営めるように、介護保険の介護サービスや介護予防サービス、介護保険を補完する生活支援サービスを総合的に提供できるようにします。

□ 必要な介護サービスの量を確保するため、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて、居宅サービスを充実させるとともに、**特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設などの整備**を促進します。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				
要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合 (%)	介護保険事業状況報告				

【計画事業】

事業名	事業内容
特別養護老人ホームの整備支援	・特別養護老人ホーム ^{注1)} の整備を計画する社会福祉法人に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
認知症高齢者グループホームの整備支援	・認知症高齢者グループホーム ^{注2)} の整備を計画する事業者に対して、施設整備費及び施設開設準備費の一部を助成し、整備を促進します。
<新> 小規模多機能型居宅介護施設の整備支援	・小規模多機能型居宅介護施設 ^{注3)} の整備を計画する事業者に対して、施設整備費及び施設開設準備費の一部を助成し、整備を促進します。
<新> 24時間訪問介護支援サービス	・単身や日中独居となる在宅の要介護者が、24時間365日、安心して緊急時の訪問介護が受けられるよう、介護保険の「夜間対応型訪問介護サービス」を利用している方を対象に、同サービスにおける通報システムを活用し、昼間の時間帯においても緊急時にヘルパーを派遣します。

注1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で在宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所して、介護を受けられる施設をいう。

注2) 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が介護や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

注3) 小規模多機能型居宅介護施設

要介護状態になっても在宅生活が継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて「ヘルパーの訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられる施設をいう。

<事業一覧> (平成24年度実施)

特別養護老人ホーム建設費助成
短期入所生活介護整備費助成
認知症高齢者グループホーム整備費助成
小規模多機能型居宅介護整備費助成
特別養護老人ホーム等大規模改修費助成
介護相談員事業
高齢者福祉相談事務
高齢者ケース在宅指導事務
養護老人ホーム措置
特別養護老人ホーム等措置
おむつ支給・使用料助成 (高齢者)
緊急一時介護委託
出張理美容事業 (高齢者)
寝具乾燥消毒委託 (高齢者)
高齢者自立支援住宅改修費助成
高齢者住宅設備改修費助成
シルバーカー給付事業
高齢者生活支援サービス委託
救急医療情報キット給付事業
見守り型緊急通報システム使用料助成 (高齢者)
家庭用卓上電磁調理器購入費助成
補聴器購入費助成
配食サービス事業
生活支援ショートステイ委託
成年後見制度審判申立 (高齢者)
認知症高齢者位置探索システム助成
保険給付 (介護保険)
介護認定審査会運営
介護認定調査
介護保険円滑推進事業
高額介護サービス費等貸付金

政策 5

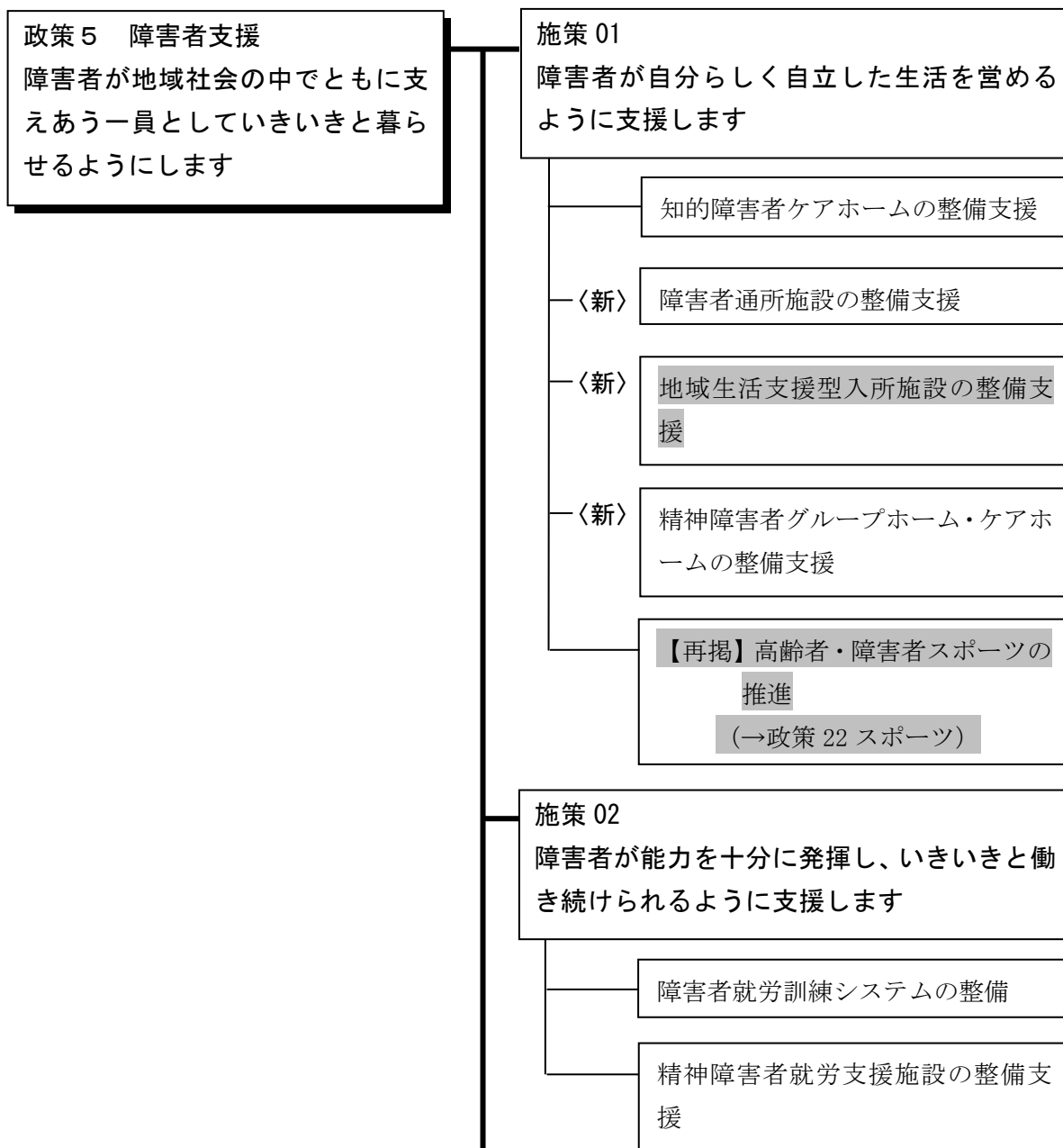
障害者
支援

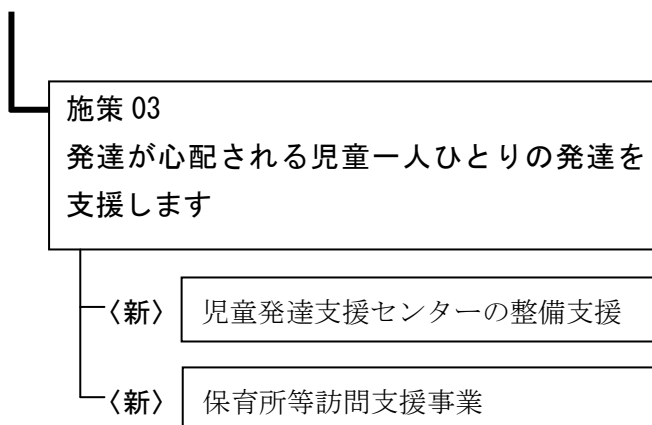
障害者が地域社会の中でともに支えあう一員として
いきいきと暮らせるようにします

【政策の概要】

障害者が地域社会の中で自立した生活を営み、また、いきいきと働き続けられるように、障害の状況に応じた相談支援体制の充実や生活の場の確保、就労支援等に取り組みます。また、発達が心配される児童が、一人ひとりの状況に応じた適切な療育を受けられるようにします。

【施策の体系】





【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
政策（障害者支援）満足 度平均値（%）	政策・施策マーケティング調査				

施策01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 東京都では、障害のある方が様々なサービスを受けるため、身体に障害がある方に対して身体障害者手帳、知的障害のある方に対して愛の手帳、精神に障害がある方に対して精神障害者保健福祉手帳をそれぞれ交付しています。これらの手帳の保持者数は、年々増加傾向にあります。

□ 国は、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活体制の整備等を内容とする「(仮称)障害者総合福祉法」を制定し、平成25年8月までの施行をめざしています。

□ 介護者が高齢になったり、援護者がいない場合でも、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、障害者を地域で支えるための相談支援体制や生活支援の場の充実が求められています。

□ 近年は、複数の障害を併せ持つ障害者や、高次脳機能障害や発達障害などへの対応、障害者の虐待への対応が課題となっています。

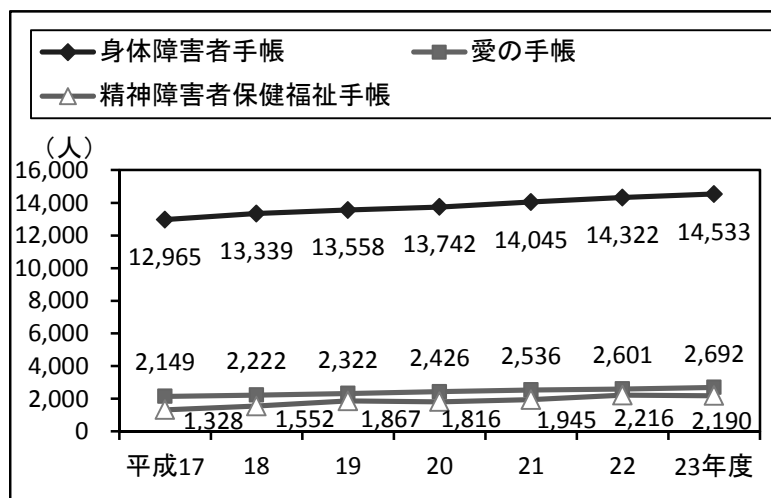


図 障害者手帳の保持者数
出典:障害福祉課資料(各年度4月1日現在)

【施策の方向】

□ 身体、知的、精神の3障害にまたがる多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、福祉・保健の相談機関が各々の専門性を高め、相互に連携して取り組みます。また、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

□ (仮称)障害者総合福祉法の制定の動向を注視し、国の議論を踏まえ、必要な検討をしていきます。

□ 障害者の地域における生活の場を確保するため、必要な施設整備の促進を図ります。

□ 特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路希望の動向に応じて、必要な施設整備の促進を図ります。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
地域で生活している障害者の割合（％）	地域で生活している障害者数／障害者手帳保持者数×100				

【計画事業】

事業名	事業内容
知的障害者ケアホームの整備支援	・知的障害者ケアホーム ^{注1)} の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
<新> 障害者通所施設の整備支援	・障害者通所施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。特に特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路の中心となる生活介護 ^{注2)} や就労継続支援B型 ^{注3)} のサービスを提供する施設整備を促進します。
<新> 地域生活支援型入所施設の整備支援	・保護者の高齢化に伴い在宅生活が困難となる障害者が円滑にケアホーム等の地域生活の場へ移行するための通過型入所施設として、また、短期入所事業や区内ケアホーム等のバックアップ機能を担う拠点として、地域生活支援型入所施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
<新> 精神障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	・精神障害者グループホーム・ケアホーム ^{注4)} の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。

注 1) 知的障害者ケアホーム

知的障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

注 2) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

注 3) 就労継続支援B型

一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

注 4) 精神障害者グループホーム・ケアホーム

精神障害者グループホームは、精神障害者が夜間や休日、相談や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいい、精神障害者ケアホームは、精神障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

 <事業一覧>（平成24年度実施）

身障者手帳交付・相談事務	心身障害者手当国制度分
障害者施策推進協議会運営	重度心身障害者（児）手当
成年後見制度審判申立（障害者）	障害者福祉センター等維持管理
障害福祉サービス給付審査会運営	自立生活支援センター事業
障害福祉サービス利用計画作成	生活介護事業
介護・訓練等給付	地域活動支援センター事業
補装具給付（自立支援）	高次脳機能障害者支援事業
自立支援医療	障害者週間行事
重度脳性麻ひ者介護人派遣	地域精神保健福祉連携会議
手話相談	就労・地域活動支援センター助成
身体障害者相談員活動	精神障害者グループホーム運営費助成
車いす貸出	精神障害者自立支援
知的障害者ケアホーム整備費助成	地域生活支援事業（精神障害者）
生活寮利用委託	精神障害者家族会助成
生活寮家賃助成	精神障害者社会復帰支援事業
知的障害者相談員活動	難病医療相談
おむつ支給・使用料助成（障害者）	難病リハビリ教室
緊急一時保護委託	難病患者会支援
出張理美容事業（障害者）	難病患者訪問看護
寝具乾燥消毒委託（障害者）	難病患者等居宅生活支援
配食サービス事業委託（障害者）	難病患者福祉手当支給事業
障害者自立支援事業委託	かつしか教室
バス借上社会参加促進経費助成	
生活ホーム建設経費助成	
重度障害者特別給付金	
見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者）	
移動支援事業委託	
日常生活用具給付	
手話通訳者等派遣事業委託	
成年後見制度利用支援給付	
地域自立支援協議会運営	
日中活動支援事業	
住宅設備改善費助成	
自動車運転免許証取得費助成	
自動車改造費助成	
巡回入浴サービス委託	
心身障害者福祉手当	

施策02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 障害者雇用率制度の改正により、平成22年7月から障害者雇用納付金制度^注の対象事業主が中小企業にも拡大されたほか、短時間労働者（週20時間以上30時間未満）の適用範囲が、精神障害者だけではなく身体障害者や知的障害者にも拡大されるなど、障害者の雇用機会の拡大につながる条件が整備されました。

□ 本区の障害者就労支援センターからの延べ就労者数は、平成18年度の202人から平成22年度の379人へと約1.9倍に増えていますが、3年間離職しなかった障害者の割合（就労定着率）は約4割に留まっています。

□ 障害者の就労環境は、景気の動向に大きく左右されるため、更なる新規職場開拓、就労定着支援の強化が求められています。

注）障害者雇用納付金制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、事業主が、その「常時雇用している労働者数」の1.8%以上の障害者を雇用することが定められており、雇用率が未達成の場合には、障害者雇用納付金を納めなければならない制度をいう。

【施策の方向】

- 18歳以上の勤労意欲のある障害者に対して、企業実習や作業訓練等を行うとともに、ハローワーク等との連携を強化することにより、一般企業への就労を促進します。
- 一般企業に就労した障害者の職場定着支援や余暇・生活支援を充実します。
- 福祉的就労の観点から、障害者通所施設や精神障害者の就労支援施設等の整備の促進を図ります。

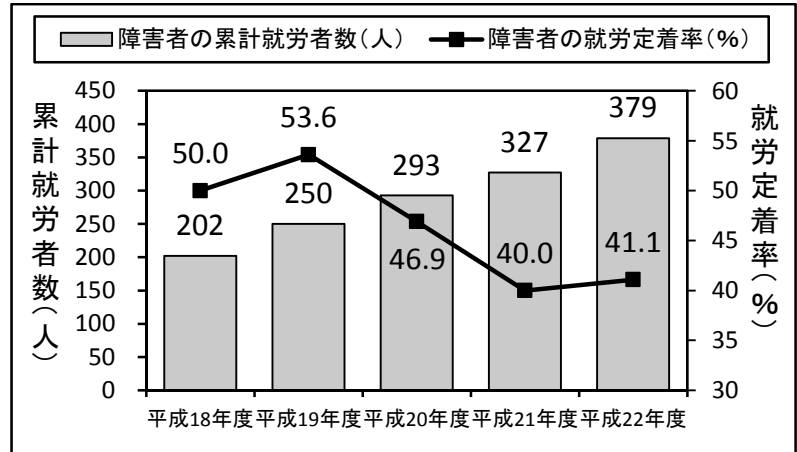


図 障害者の就労者数(累計)、就労定着率

出典：障害福祉課資料 注：就労定着率は、「3年間の就労者数から3年間の離職者数を除いた数」÷3年間の就労者数」の式で算出する。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
就労支援センター登録者の就職率（％）	就職者数／就職希望者数×100				
新規就職者の就労定着率（％）	就労継続者（3年間）／新規就職者（3年前）×100				

〔区民の役割〕

- 障害に対する理解を深めるとともに、障害者が社会参画しやすいよう、周囲で必要な手助けを行いましょ。

〔事業者の役割〕

- 企業・団体は、就労意欲を持った障害者の雇用を推進しましょ。また、雇用された障害者が職場に定着し、能力を発揮できるよう、職場の環境整備や従業員の理解促進に努めましょ。

【計画事業】

事業名	事業内容
障害者就労訓練システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の勤労意欲のある障害者に対して、就労支援プランに基づき、企業実習、作業訓練等を行うとともに、就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害者を雇用する「葛飾区チャレンジ雇用」を実施することにより、一般企業への就労を支援します。 ・一般就労した後も、働き続けることができるよう、障害の特性に合わせて、職場定着支援と余暇・生活支援を行います。
精神障害者就労支援施設の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者就労支援施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

障害者就労支援事業	障害者施設自主生産品販売所運営費助成
元区立障害者福祉施設支援	位置探索システム利用料等助成（障害者）
民間通所施設負担軽減経費助成	地域活動支援センター等開設準備
民間通所施設送迎費助成	民間通所施設サービス推進費助成
民間通所施設サービス向上推進費助成	

施策03 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 就学前児童の発達相談や巡回・訪問事業の実施により、発達障害を早期に発見する体制を充実してきました。その一方で、発達の遅れが心配される児童に対する専門的な支援（療育）を行う区内の療育機関が不足しています。
- 療育機関と保育園、幼稚園、学校との連携による、児童一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援が求められています。

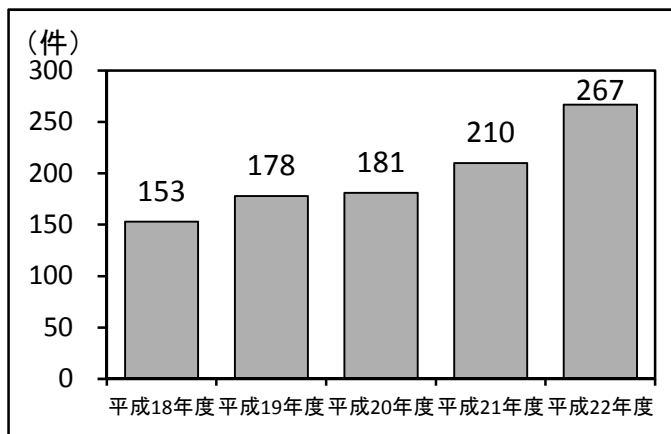


図 子ども発達センターの発達相談件数

出典：障害者施設課資料

注：子ども発達センターの発達相談は、平成23年度より子ども総合センターに事業移管した。

【施策の方向】

- 児童発達支援センター^{注)}を計画的に整備することにより、地域の療育ニーズに的確に対応していきます。
- 児童発達支援センター等の療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が密接に連携することで、発達障害の早期発見から療育機関における専門的な支援まで、児童一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行っていきます。あわせて、児童発達支援センターで発達の遅れが心配される児童の保護者のグループワーク等を実施するなど、保護者の支援も行っていきます。

注) 児童発達支援センター

平成22年12月の児童福祉法の改正により創設された児童発達支援を行う地域の中核施設。発達に心配のある児童の日常生活指導や社会適応のための指導（療育）に加え、保育所等に在籍する児童の訪問による支援にも対応する。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
区内療育機関の実利用児童数（人）					

【計画事業】

事業名	事業内容
<新> 児童発達支援センターの整備支援	・増加する療育ニーズに対応するため、児童発達支援センターの整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
<新> 保育所等訪問支援事業	・児童発達支援センター職員が、保育所や幼稚園を訪問し、当該施設の職員とともに発達に障害のある児童への支援を行います。

 <事業一覧>（平成24年度実施）

障害児療育施設運営費等助成

障害児福祉サービス利用計画作成

障害児通所給付

障害児ダンス教室事業委託

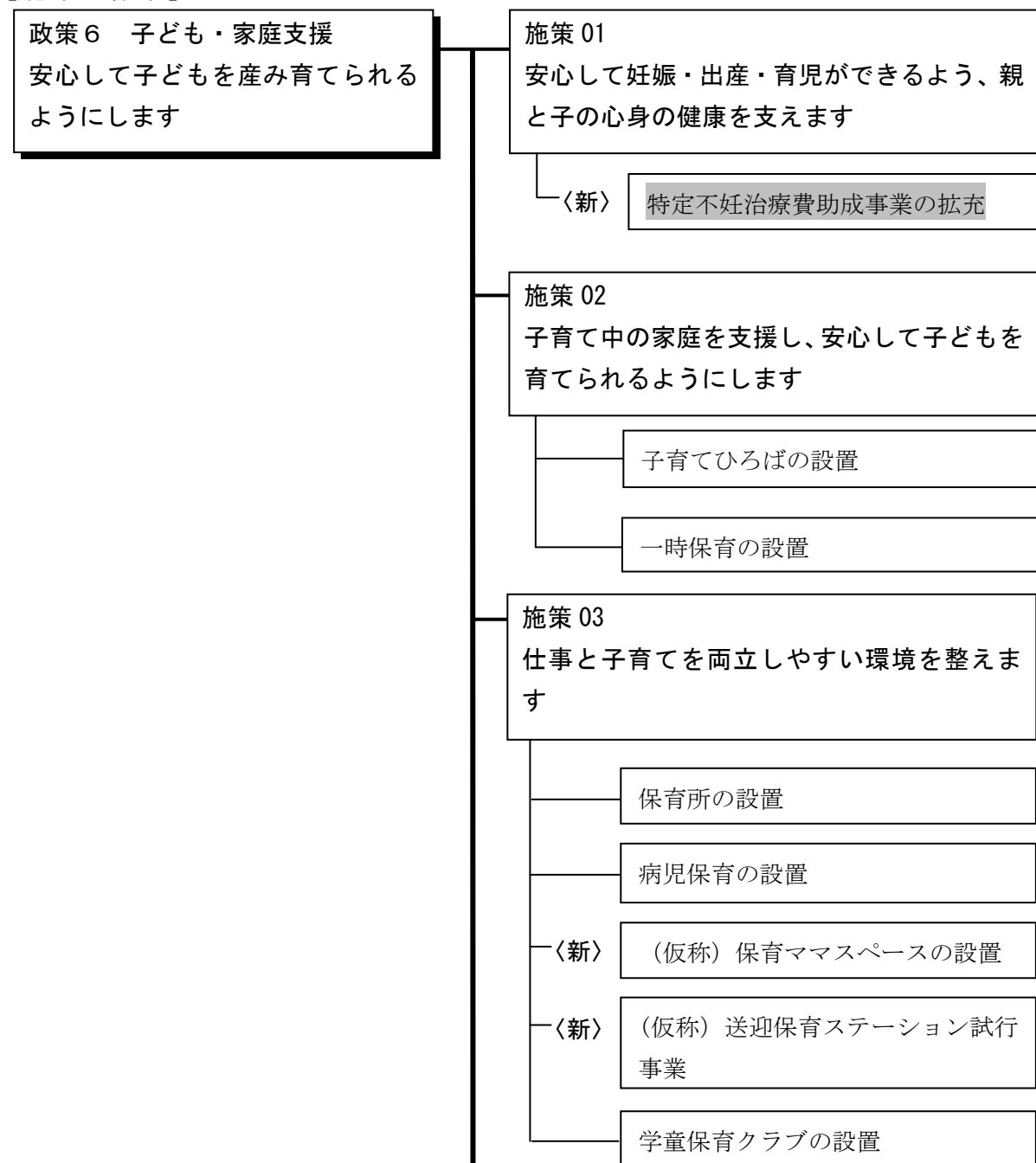
子ども発達センター事業

政策 6 子ども・家庭支援 **安心して子どもを産み育てられるようにします**

【政策の概要】

妊娠・出産・育児の期間を通して親と子が心身ともに健康でいられるための支援、仕事と子育てを両立しやすい保育環境の整備、在宅で子育てをしている家庭を対象とした育児支援に取り組みます。さらに、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐなど、子どもの健やかな育成に向けた支援を行います。

【施策の体系】



施策 04

子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします

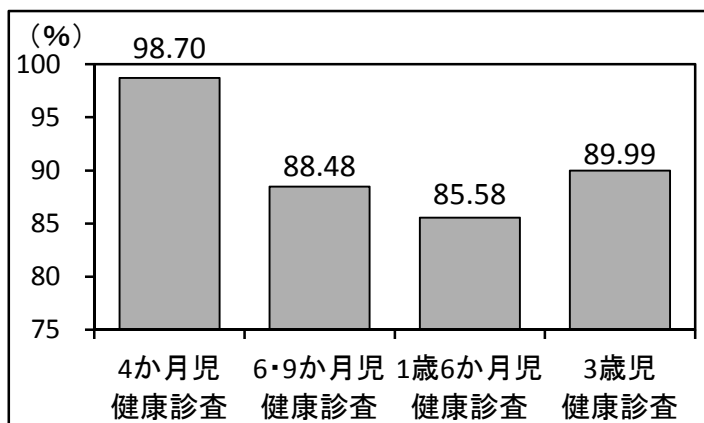
【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
政策(子ども・家庭支援) 満足度平均値 (%)	政策・施策マーケティング調査				

施策01 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年の周産期死亡率^{注)}(1千対)は、全国は4.2、東京都は3.9、本区は4.1であり、本区は全国や都と同水準にあります。しかし、平成21年の0～4歳の死亡率(10万対)は、全国で65.0、東京都で64.1、本区で68.5であり、全国や都の平均と比べて良好とは言えません。
- 妊婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施していますが、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査では、未受診者が1割強みられます。
- 乳幼児健康診査(4ヵ月)時のアンケート調査によると、子育てに自信が持てない母親の割合が2割弱みられます。



乳幼児健康診査の受診率
出典:子ども家庭支援課資料(平成22年度)

注) 周産期死亡率

出産(妊娠満22週以後の死産を含む。)1,000に対する、妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡の合計の比率をいう。

【施策の方向】

- 母親と子の健康を保持増進するために、妊娠前、妊娠中の女性及び乳幼児を持つ全ての家庭を対象に保健指導を実施するほか、妊婦・乳幼児健康診査における受診率の更なる向上を図ります。また、母子医療給付事業により、妊娠・出産に関連する疾病にかかる医療費の助成を行います。
- 高額の治療費がかかる特定不妊治療について、治療費の一部助成を拡充することにより、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 乳幼児健康診査と子ども総合センターにおける相談との連携を強化することにより、児童虐待の早期発見や発達に支援が必要な子どもの早期把握に努め、適切な支援につないでいきます。
- 生後4か月になるまでの赤ちゃんを保健師・助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施などを通じて、母親の育児不安や孤独感を軽減します。また、夫婦が協力して育児をしていけるよう、両親学級への父親の参加を促進していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
子育てに自信を持ってない母親の割合（%）	健康かつしか 21 乳 幼児健康診査（4カ 月）時のアンケート調 査				
0～4歳の死亡率（人口 10万対）					

〔区民の役割〕

- 親も子どもも心身ともに健康に暮らせるように、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を適切に受診しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
＜新＞ 特定不妊治療費助成事業の拡充	・高額の治療費がかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部助成を拡充します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

すくすく歯育て支援事業

母子健康診査事業

母子保健指導事業

母子医療給付事業

【再掲】 予防接種事業（→政策3施策01）

施策 02 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 乳幼児健康診査（4ヵ月）時のアンケート調査によると、育児について相談相手のいる母親が約9割いる一方で、子育てに自信を持ってない母親が2割弱います。
- 少子化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力が低下しています。
- 出産や通院などで保育することが難しい場合や、保護者自身の活動、リフレッシュの場合などにも利用できる、在宅の子育て家庭向けの保育サービスのニーズが高まっています。
- 子育てにかかる経済的な負担感が大きくなってきており、保護者に対する経済的な支援が求められています。
- 子ども・子育て新システムに関する実施方法等の詳細について、現在、国での議論が行われています。

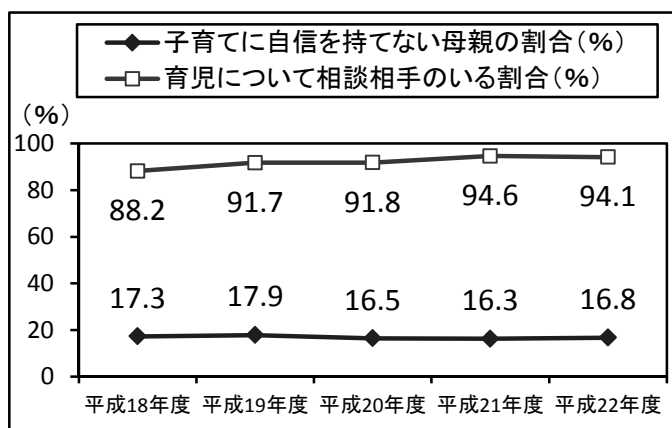


図 子育てに対する不安、相談相手のいる割合
出典：乳幼児健康診査（4ヵ月）時のアンケート調査

【施策の方向】

- 在宅で子育てをしている親の育児不安や孤独感を解消するために、子育て中の親同士が出会い、気軽に情報交換や相談のできる場づくりを進めます。
- 在宅での子育てを支援するため、保護者自身の活動やリフレッシュなどの場合にも利用しやすい保育サービスを提供します。
- 医療費の助成や私立幼稚園に通っている子どもの保護者に対する保育料の補助などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。
- 子ども子育て新システムの動向を注視し、国の議論が進行していく中で、区の方針などの詳細を検討していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
安心して子育てできる と思う区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				

[区民の役割]

- 地域全体で子どもたちを見守り、子育て家庭が地域で孤立することがないように、子育て支援の輪を広げましょう。また、妊婦や子ども連れの方が困っている時には、声かけをしましょう。

[事業者の役割]

- 小売店等は、子育て支援の観点から、子どもを連れていても利用しやすいような工夫に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
子育てひろばの設置	・親子で遊べる場、子育て中の親同士が仲間づくりや相談ができる場として、「子育てひろば」の整備を保育所等の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
一時保育の設置	・親のリフレッシュなどにより保育が一時的に必要なときに子どもを預かる施設の整備を、保育所の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。

<事業一覧> (平成24年度実施)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 幼稚園就園奨励事務 (私立幼稚園) | 三人乗り自転車購入費助成事業 |
| 私立幼稚園等園児保護者負担軽減 | 赤ちゃんの駅事業 |
| 園児健康管理費助成 (私立幼稚園) | 児童福祉施設入所児童レクリエーション費助成 |
| 園外保育用バス借上費助成 | 児童館管理運営 |
| 幼稚園案内作成費助成 | 子育てひろば事業運営 |
| 施設整備資金助成 (私立幼稚園) | 子ども医療費助成事業 |
| 預かり保育事業費助成 (私立幼稚園) | 児童手当等事業 |
| 私立幼稚園指導監督事務 | 幼稚園管理運営 |
| 私立幼稚園教育研究会助成 | |
| 次世代育成支援対策地域協議会運営 | |
| 中高生ヘルパー体験講座委託 | |

施策03 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

【施策を取り巻く現状と課題】

- 景気の悪化やライフスタイルの変化に伴い、共働き家庭が増えており、保育サービスの利用児童数や学童保育クラブの入会児童数は年々増加しています。
- 本区では、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、これまでも計画的に保育所の整備を進め、保育定員を増やしてきましたが、保育所の待機児童数は年々増加傾向にあります。
- 保護者の就労形態の多様化や、子どもの病気時の対応など、多様な保育需要への対応が求められています。
- 子ども・子育て新システムに関する実施方法等の詳細について、現在、国での議論が行われています。

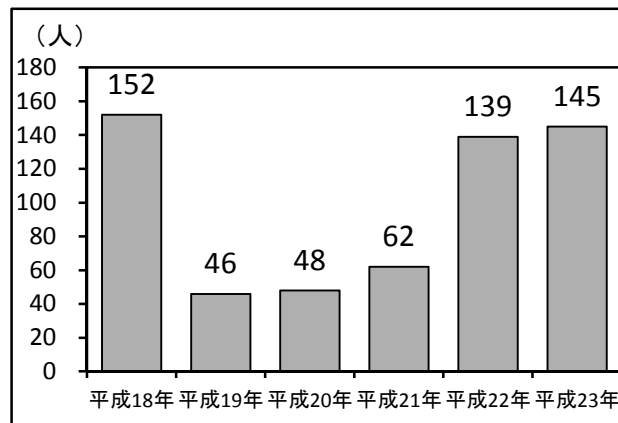


図 保育所待機児童数(各年4月1日)
注:国基準による待機児童数

【施策の方向】

- 待機児童数の状況に応じ、認可保育所や認証保育所を計画的に整備するほか、家庭福祉員（保育ママ）などの保育資源を活かすことにより、待機児童の解消を図ります。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、認可保育所等において延長保育の実施を拡充します。また、子どもの病気療養中などにおける保育需要に対応するため、病児保育の実施を拡充します。
- 放課後、保護者の就労などにより適切な監護が受けられない小学校低学年の児童を保育するため、需要に応じて、学童保育クラブを小学校内等に整備していきます。
- 子ども子育て新システムの動向を注視し、国の議論が進行していく中で、区の方針などの詳細を検討していきます。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
仕事と子育てが両立しやすい環境が整っていると思う区民の割合(%)	政策・施策マーケティング調査				

【事業者の役割】

- 妊娠中や子育て中の従業員にとって、育児休業や短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業、再雇用制度など、柔軟に働き方を選択できるしくみを整備しましょう。また、そのしくみを利用しやすいよう、職場の風土づくりを進めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
保育所の設置	・待機児童の解消を図るため、需要に応じて、認可保育所や認証保育所の整備を進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
病児保育の設置	・病気療養中の子どもを保育できる施設の整備を、保育所の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
<新> (仮称) 保育ママスペースの設置	・家庭福祉員(保育ママ)によるグループ型保育を行うスペースの設置を進めます。
<新> (仮称) 送迎保育ステーション試 行事業	・保護者の利便性向上や待機児童の地域的格差解消を図るため、駅周辺に、(仮称)送迎保育ステーションを整備します。ステーションでは、複数の保育園への送迎と保育所開所時間外の保育を実施するほか、日中の時間帯には、パートタイム勤務等の保護者の就労形態に対応した定期利用保育等を実施します。
学童保育クラブの設置	・放課後、保護者の就労等により適切な監護が受けられない小学校低学年の児童を保育するため、需要に応じて、学童保育クラブを小学校内等に整備します。

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ファミリーサポートセンター運営委託 | 私立保育所非常通報装置設置費助成 |
| 学童保育事業運営 | 保育園管理運営 |
| 災害対策用備蓄品購入 | |
| 私立保育所施設整備費助成 | |
| 私立保育所運営助成 | |
| 認証保育所運営費助成 | |
| 家庭福祉員運営委託 | |
| 病児・病後児保育委託 | |
| 緊急一時保育運営委託 | |
| 訪問型保育委託 | |
| 私立学童保育事業費助成 | |

施策 04 子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内の児童虐待の通告件数は、平成22年度には131件あり、児童虐待の早期発見・早期対応は、引き続き緊急の課題です。
- 核家族化や近所付き合いの希薄化などに伴い、身近な相談相手が少なくなってきたことを背景に、子ども総合センター等には、子育てや家庭に関する相談が多く寄せられています。

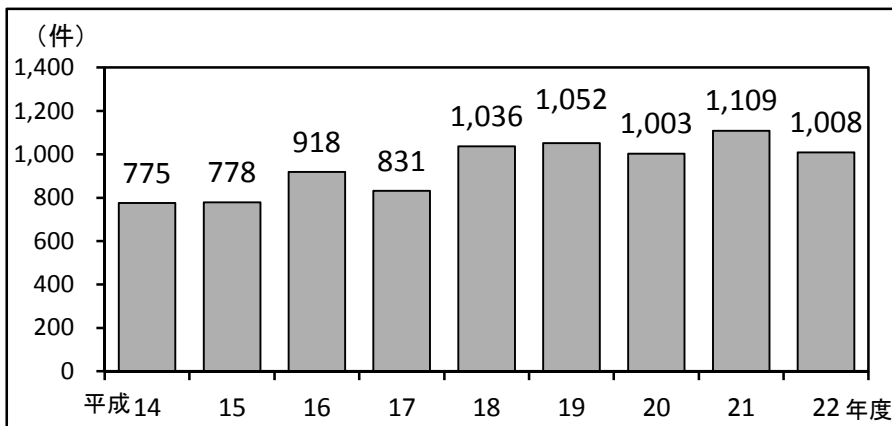


図 子どもと家庭の総合相談の件数 出典:子ども家庭支援課資料

- ひとり親家庭に対する生活や経済的自立の支援が求められています。

【施策の方向】

- 子ども総合センターを中心に、関係機関が連携して、子どもと家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組みます。また、育児不安や孤独感、子どもの発達などに悩む保護者に対する相談体制を充実させることにより、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐようにします。
- ひとり親家庭に対して、経済的な問題、就労、子どもの養育などの様々な悩み相談に応じて助言や情報提供を行うほか、就業・自立に向けた支援を行います。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
子育て中の区民のうち、子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				

[区民の役割]

- 周囲の子どもの状況に関心を持つことで、虐待等の可能性に気づき、相談機関に通報するなど、子どもの安全確保に協力しましょう。

[事業者の役割]

- 保育所や幼稚園、学校、医療機関等は、子どもに対する虐待の兆候を見逃さないようにし、虐待の早期発見・早期対応に努めましょう。

<事業一覧> (平成24年度実施)

- ひとり親家庭等医療費助成
- 私立母子生活支援施設措置
- 母子等緊急一時保護
- 母子相談
- 子ども総合センター等維持管理
- 子ども総合センター等運営

政策 7

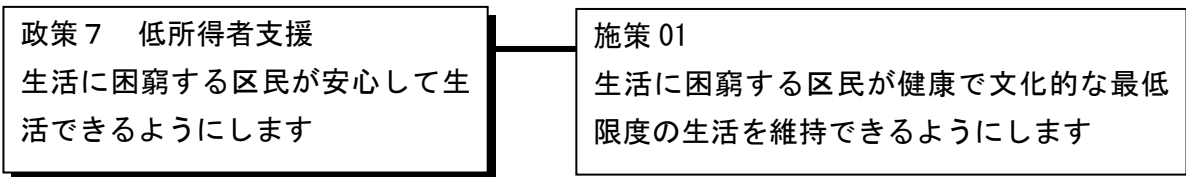
**低所得者
支援**

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします

【政策の概要】

生活に困窮した状態になっても、安心して生活できるように、生活保護制度を適正に運営するとともに、就労が可能な方に対しては自立に向けた支援を行います。

【施策の体系】



【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
政策（低所得者支援）満足度平均値（%）	政策・施策マーケティング調査				

施策 01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区の平成23年4月中の生活保護受給世帯は、8,881世帯、保護率は27.0‰です。特に平成20年のリーマンショック以降、生活保護受給世帯が急増しています。

□ 生活保護受給世帯の中心は、無年金や低年金の高齢者であり、高齢化の進展で、受給世帯の更なる増加が見込まれています。また、社会や雇用環境の変化により、経済の低迷時には、就労可能な方でも、失職したり十分な収入を得ることができず、生活困窮状態へとつながりやすい状況になっています。

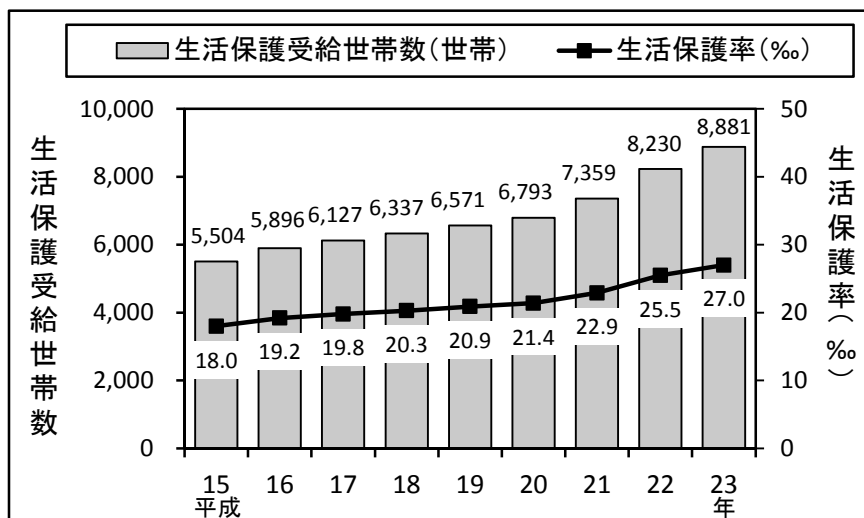


図 生活保護受給世帯数、生活保護率
出典：西・東生活課資料 注：各年度4月中、保護停止中を含む。

□ 本区のひとり親世帯の数は、平成22年国勢調査の時点で、母子世帯が2,215世帯（うち6歳未満の子どもがいる世帯430世帯）、父子世帯が296世帯（うち同32世帯）です。

□ 平成22年度の東京都の母子生活支援施設実態調査によると、東京都における施設利用世帯の就労収入は、月額15万円未満が7割以上となっており、低所得世帯が多くを占めています。

【施策の方向】

- 生活保護制度の適正な運営に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護の不正受給に関しては厳正に対処していきます。
- 生活保護受給世帯の自立を支援するため、就労が可能な被保護者の個性や特性に合わせた適切な就労支援を行います。
- 母子世帯の母が経済的に自立して安定した生活を送れるようにするため、就職に有利な資格の取得を目的とした給付金の支給や就労の支援を行います。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
稼働年齢者のいる生活保護世帯（稼働年齢世帯）のうち、自立更生した世帯数の割合（%）	稼働年齢世帯の自立更生世帯数／稼働年齢世帯数×100				
母子家庭自立支援事業により経済的自立を図ることができたひとり親世帯の数（世帯）					

＜事業一覧＞（平成24年度実施）

- 中小企業勤労者生活資金融資事業
- 生業資金貸付事業
- 受験者チャレンジ支援貸付事業委託
- 生活保護
- 福祉事務所運営
- 中国残留邦人等支援
- 母子福祉資金貸付
- 母子福祉応急小口資金貸付
- 入院助産
- 母子家庭自立支援

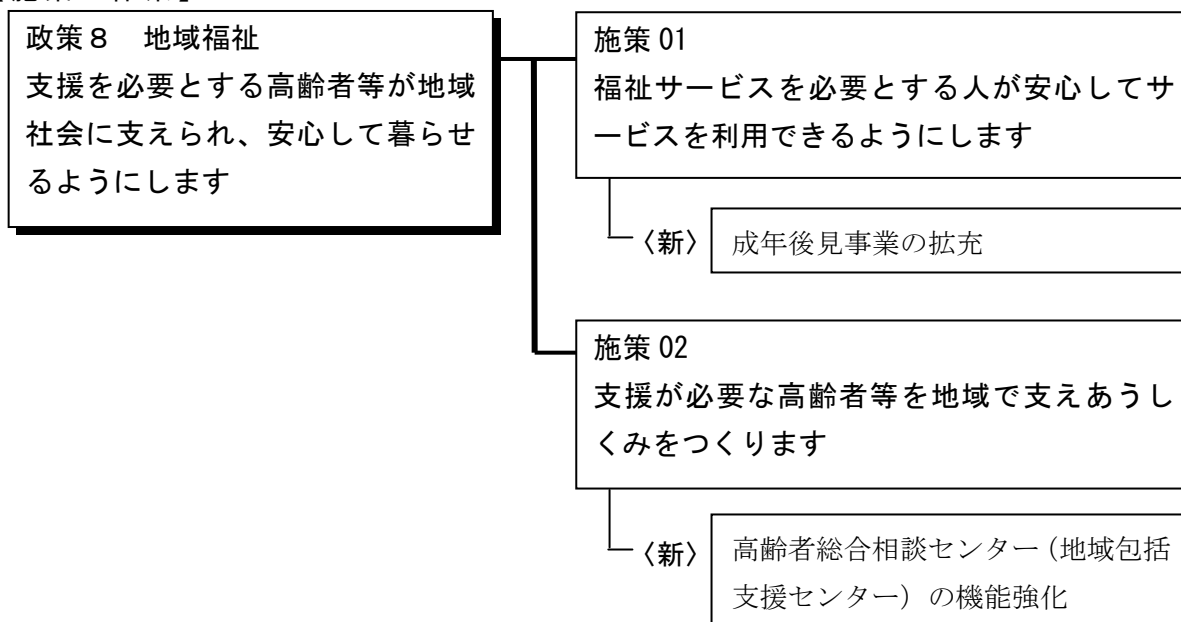
政策 8 地域福祉

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします

【政策の概要】

ひとり暮らし高齢者等の見守りや地域の支えあいを進め、支援を必要とする区民が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします。また、判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利擁護を推進するとともに、区民が福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、情報提供の充実やサービスの質の向上を図ります。

【施策の体系】



【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
政策（地域福祉）満足度 平均値（%）	政策・施策マーケティング調査				

施策 01 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 要介護・要支援認定者の増加や、障害者手帳保持者の増加、保育サービス利用者の増加など、福祉サービスの利用者は増えています。このため、サービス供給量の増加が質の低下につながらないように、福祉サービスの質を確保していくことが求められています。また、福祉サービスを必要とする区民が、自分に合ったサービスを容易に選択できるための支援が求められています。

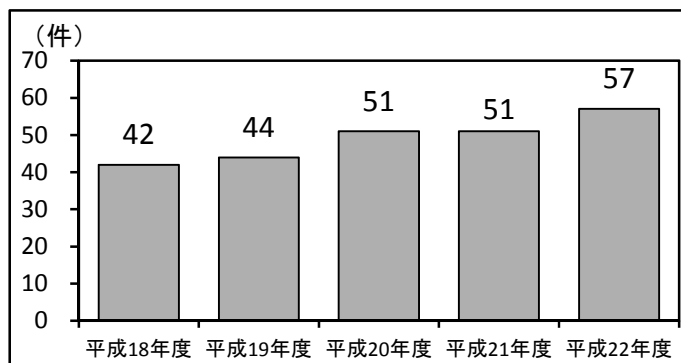


図 第三者評価受審件数(区内福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数)
出典:福祉管理課資料

- 本区では、第三者の評価機関が専門的かつ客観的な立場で行った福祉サービス提供事業所に対する評価結果を、サービス利用者に対して情報提供しているほか、福祉サービス苦情調整委員の設置等により、福祉サービスの質の向上に努めてきましたが、これらの制度の認知度を高め、利用を促進することが課題となっています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。認知症高齢者をはじめとした判断能力が十分でない方の権利が守られ、安心して生活できるための支援が求められています。

【施策の方向】

- 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行い、利用相談に対応します。また、事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- 福祉サービス苦情調整委員制度や、訪問介護員のレベルアップ研修の実施などにより、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度^{注)}の利用支援の拡充を検討していきます。

注) 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るため、家庭裁判所に申立てをして、権利や財産を守る後見人などを選任する制度。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27年度	平成 30年度	平成 34年度
第三者評価受審件数 (件)	区内の福祉サービス 提供事業所で第三者 評価を受審した事業 所数				

[事業者の役割]

- 福祉サービス事業者は、サービスの質の向上に努めるとともに、利用者の利便性を高めるため、第三者による評価を積極的に受審し、情報提供していきましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<新> 成年後見事業の拡充	・社会福祉協議会の権利擁護センターの機能を強化し、成年後見制度の利用相談や利用支援を充実するほか、市民後見人の育成と活用を進めます。

＜事業一覧＞（平成 24 年度実施）

福祉サービス第三者評価事業推進
福祉サービス苦情調整委員
訪問介護員レベルアップ研修委託

施策02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくりま

【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者を地域社会全体で支えるしくみづくりが求められています。
- 本区では、7つの日常生活圏域ごとに、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の窓口を2か所ずつ設けて、高齢者とその家族への支援を行っています。
- 警察署の調べによると、区内における60歳以上の方の孤独死（人に看取られることのない不審死（自殺を含む））は、平成20年に229名、平成21年に168名、平成22年に205名発生しており、地域の見守り体制の強化が求められています。

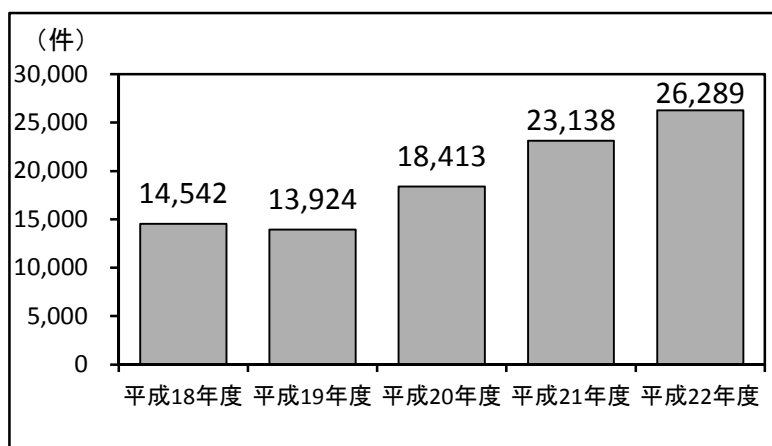


図 地域包括支援センターの相談件数
出典: 高齢者支援課資料

【施策の方向】

- 地域における高齢者支援の中核機関である高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の周知を図るとともに、機能の強化を図ります。支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者等の積極的な把握に努め、早期の支援につなげていきます。
- かつしかあんしんネットワーク事業^{注1)}を進め、地域におけるひとり暮らし高齢者等の見守りを強化することにより、孤独死や虐待を防止していきます。
- いきいきふれあいサロンなど、地域の中に気軽に集い、交流できる場を確保し、高齢者等の引きこもりの防止を図ります。
- 社会福祉協議会が支援する小地域福祉活動^{注2)}との連携を強化するなど、区民との協働により、住民同士が地域全体で支えあい、助けあう地域づくりを推進します。

注1) かつしかあんしんネットワーク事業

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が拠点となり、民生委員やボランティア、地域の様々な方々が協力して、ひとり暮らし高齢者等を地域の中で見守り、支援が必要な方を適切なサービスに結びつけるしくみをいう。

注 2) 小地域福祉活動

地域住民が、それぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えて、住民同士で取り組んでいく地域活動をいう。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成 27 年度	平成 30 年度	平成 34 年度
支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%)	政策・施策マーケティング調査				

[区民の役割]

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等を地域全体で見守っていきましょう。また、支援が必要な方に相談機関を紹介したり、虐待等が疑われる場合には、相談機関に通報しましょう。

[事業者の役割]

- 企業・団体は、「かつしかあんしんネットワーク」への参加等を通じて、地域での見守りに協力しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<p><新> 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の機能強化</p>	<p>・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の人員体制を強化することにより、家族や地域住民等から相談や通報があった場合だけでなく、戸別訪問等の実施により積極的に支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者等の把握を行い、早期に必要な支援につないでいきます。</p>

<事業一覧>（平成 24 年度実施）

民生委員関係事務	地域福祉活動支援
社会福祉協議会助成	シルバーピア
原爆被爆者見舞金支給	
行旅病人及び死亡人取扱事務	
いきいきふれあいサロン事業委託	
高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業	
かつしかあんしんネットワーク事業	
高齢者虐待防止事業	
ふれあい共食会事業委託	

